

横浜みどりアップ計画[2019-2023]

4 か年（2019(令和元)～2022(令和4)年度）の実績と

「これからの緑の取組[2024-2028]（原案）」の報告について

1 横浜みどりアップ計画[2019-2023] 4 か年（2019(令和元)～2022(令和4)年度）の実績について

横浜みどりアップ計画につきましては、平成 21 年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、推進しています。令和元年度からは、5 か年計画に取り組んでおり、令和 5 年度はその最終年度となります。

このたび、令和 4 年度までの 4 か年を振り返り、取組の成果をまとめたリーフレットを作成しましたのでご報告いたします。

【配布資料】

- ・横浜みどりアップ計画[2019-2023] 4 か年の実績概要リーフレット
- ・「横浜みどり税」の説明チラシ
- ・【参考資料】 4 か年[2019(令和元)～2022(令和4)年度]の区別実績

2 「これからの緑の取組[2024-2028]（原案）」について

令和 6 年度以降、重点的に取り組む「これからの緑の取組[2024-2028]」について検討を進めています。昨年 12 月から本年 1 月にかけて、「これからの緑の取組[2024-2028]」の素案に対する市民意見募集を実施し、その結果を踏まえ、原案をまとめましたのでご報告いたします。

なお、令和 5 年度は、横浜みどり税の最終年度でもあることから、令和 6 年度以降の横浜みどり税を含む財源のあり方について、「これからの緑の取組[2024-2028]（原案）」をもとに、今後検討していきます。

【配布資料】

- ・これからの緑の取組[2024-2028]（原案）概要版

【問合せ】

横浜みどりアップ計画の実績に関すること

環境創造局みどりアップ推進課 TEL: 671-2712 FAX: 224-6627

これからの緑の取組（原案）に関すること

環境創造局政策課 TEL: 671-4214 FAX: 550-4093

横浜みどり税に関すること

財政局税務課 TEL: 671-2253 FAX: 641-2775

税制課 TEL: 671-2252 FAX: 641-2775

効果的な広報の展開

緑に関するイベントへの出展や、「広報よこはま」等への記事掲載、SNSなど様々な手法を用いて、幅広い年齢層にみどりアップ計画の取組を知っていただけるよう広報を展開しています。



マスコットキャラクターを活用した広報



広報よこはま 令和4年10月号

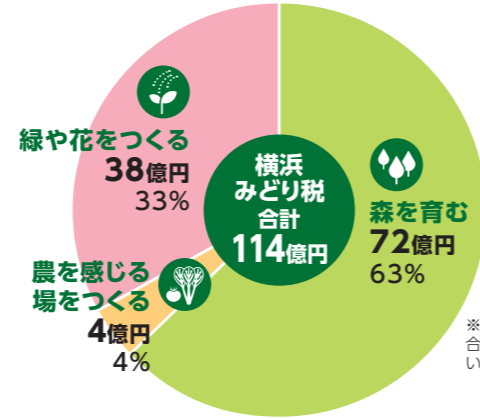
計画の事業費と横浜みどり税(4か年の累計)

緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、2019(令和元)年度からの4か年の事業費365億円のうち、横浜みどり税を114億円充当し、市内の樹林地の買取り・維持管理等をはじめとした緑の保全・創出、育成に取り組めました。

横浜みどり税の課税方式

- 【個人】市民税の均等割に年間900円を上乗せ
※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く
- 【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

計画の柱ごと の活用額



みどりアップを楽しもう！ イベント・体験のスポットをご紹介します

詳しくはHPをご覧ください



ほかにも、18区役所で様々な取組を行っています



森にふれる

散策など森にふれるイベントやスポット
ウェルカムセンター(5か所)
市民の森/ふれあいの樹林
市民の森ガイドマップ/森づくり体験会

トンボ塾 / 戸塚区

農にふれる

農畜産物の直売など農にふれるイベントやスポット
収穫体験農園/市民農園
直売所/マルシェ
よこはま産地消サポート店

市内産農畜産物の直売 / 中区

緑や花にふれる

まち歩きなど緑や花にふれるイベントやスポット
花の見どころカレンダー
ガーデンネックレス横浜/里山ガーデンフェスタ/都心臨海部等の緑花

里山ガーデンフェスタ / 旭区

横浜みどりアップ計画市民推進会議の活動

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募市民や学識経験者などから構成されている附属機関です。横浜みどりアップ計画の取組の検証や、現地調査を行い、評価・提案を報告書にまとめているほか、広報誌「YokohamaみどりアップAction」を発行しています。



詳しくはHPをご覧ください



「YokohamaみどりアップAction」

お問合せ 「横浜みどりアップ計画」について
環境創造局政策課 TEL.045-671-4214 FAX.045-550-4093

「横浜みどりアップ計画」の各事業について
環境創造局みどりアップ推進課 TEL.045-671-2712 FAX.045-224-6627

「横浜みどり税」について
【個人市民税】各区役所税務課または 財政局税務課 TEL.045-671-2253 FAX.045-641-2775
【法人市民税】 財政局法人課税課 TEL.045-671-4481 FAX.045-210-0481

実績報告書はHPをご覧ください
区ごとの実績もご覧いただけます

横浜みどりアップ計画



横浜みどりアップ計画 [2019-2023]

4か年 の実績 概要 [2019(令和元)~2022(令和4)年度の実績]



緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら、「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」を進めています。このリーフレットは、2019(令和元)~2022(令和4)年度に実施した事業の実績を概要としてまとめています。



計画の柱1

市民とともに次世代につなぐ森を育む

樹林地の保全の進展

4か年で144haの樹林地を新たに緑地保全制度により指定しました。



- ▶ 緑地保全制度による新規指定 **144.8ha**
- ▶ 市による買取り **67.0ha**



富岡東三丁目特別緑地保全地区 / 金沢区

保全した樹林地の良好な維持管理や安全の確保を市民協働で推進

市が管理する樹林地の安全を確保しながら、緑の機能が発揮されるような森づくりを進めました。

- ▶ 森の維持管理 **樹林地636か所、公園150か所**
- ▶ 維持管理の助成 **525件**

市民が森に親しむための取組の展開

市民が気軽に森の中に入り、森に親しむことができるように、市民の森などの整備を進めました。

- ▶ 保全した樹林地の整備 **312か所**



整備した園路 今井・境木市民の森 / 保土ケ谷区



整備した柵など 東寺尾ふれあいの樹林 / 鶴見区



森づくり体験会 池辺市民の森 / 都筑区



土地所有者による維持管理への支援 作業前後 / 戸塚区



計画の柱2

市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な農景観の保全の推進

市内の水田面積の約9割を保全し、農地縁辺部の植栽等により良好な農景観を維持・形成しました。

- ▶ 水田保全面積 **111.9ha**



保全された水田 / 栄区



農地縁辺部への植栽 / 都筑区

農とふれあう場や機会の増加

気軽に農体験ができる収穫体験農園や、自分で考え自由に耕作できる農園付公園など、市民ニーズに合わせた農園の開設を進めるとともに、市民が農について学ぶイベントや講座を実施しました。

- ▶ 様々なニーズに合わせた農園の開設 **17.5ha**



収穫体験農園の開設 / 泉区



市民農業大学講座 / 保土ケ谷区

地産地消の拡大

市民が身近なところで地産地消を実感できるよう、直売所・青空市等の支援を行ったほか、野菜を購入できる自動販売機の設置などを支援しました。

- ▶ 直売所・青空市等の支援 **196件**



みなとみらい農家朝市 / 西区



杉田野菜直売所 / 磯子区



計画の柱3

市民が実感できる緑や花をつくる

市民が実感できる緑と花の空間づくりの推進

公共施設や公園、保育園など、市民の身近な場所で実感できる緑を創出しました。

- ▶ 公共施設・公有地での緑の創出 **34か所**
- ▶ 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出 **168か所**



中本牧コミュニティハウス敷地内 こどもの遊び場 / 中区



六角橋四丁目公園 / 神奈川区

緑や花による街の賑わいづくりの推進

多くの市民が集まる都心臨海部の公共空間などで、緑や花による空間演出を集中的に展開し、街の魅力の向上、賑わいづくりを進めています。

- ▶ 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくりと維持管理 **58か所**



新横浜駅周辺 / 港北区



日本大通り / 中区

全区での市民や企業との協働による緑と花の取組の展開

地域緑のまちづくりで、その地区ならではの緑のまちづくりを推進しました。オープンガーデンなどの市民が緑や花に親しむ取組を各区で推進しました。

- ▶ 緑や花を身近に感じる各区の取組 **18区で推進**



ひまわり栽培交流 / 港南区



オープンガーデン / 瀬谷区

子どもを育むみどりの取組

森に関わるきっかけや環境を学ぶ機会として、市内大学と連携した「よこはま森の楽校」や、市内7館の図書館と連携した「森の中のプレイパーク」などのイベントを開催しました。

参加者の声 森を探検し、ふしぎなことをたくさん調べることができて、いい経験になったと思う。



よこはま森の楽校 東洋英和女学院大学 / 緑区



森の中のプレイパーク 南図書館 / 南区

横浜ふるさと村や恵みの里において、農家団体が実施する農体験教室等のイベントの開催を支援しました。

参加者の声 横浜でもこういった農体験ができる場所があるのはうれしい。



田植え体験 田奈恵みの里 / 青葉区



じゃがいも掘り体験 舞岡ふるさと村 / 戸塚区

保育園・幼稚園・小中学校において園庭・校庭の芝生化や生き物とふれあい学べるビオトープの整備、花壇づくり、屋上や壁面の緑化など、多様な緑を創出する取組を推進しました。

参加者の声 学校にビオトープを導入することで、生き物に興味・関心を持つ生徒が増えました。



芝生化した園庭 幼稚園 / 旭区



ビオトープの整備 保育園 / 港北区



横浜みどり税

「横浜みどり税」は
「横浜みどりアップ計画」を進めていくために
ご負担いただいています。

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から市民の皆様にご負担いただいています。

いただいた「横浜みどり税」は、樹林地・農地の確実な担保、身近な緑化の推進などに活用しています。

横浜みどり税の
税額

個人市民税均等割に年間 **900円** を上乗せ

※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※課税年度は、令和5年度までです。

横浜みどり税の
使いみち

- 1 樹林地・農地の確実な担保
- 2 身近な緑化の推進
- 3 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- 4 ボランティアなど市民参画の促進につながる事業



横浜みどりアップ 葉っぴー

横浜みどりアップ計画 [2019-2023]



計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜



5か年の目標

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

計画の柱1

市民とともに



次世代につなぐ森を育む

5か年の主な取組

- 300haの樹林地を新規指定
- 指定した樹林地における維持管理の支援
- 森に関わるきっかけとなるイベントや広報を実施



保全した市民の森

計画の柱2

市民が身近に



農を感じる場をつくる

5か年の主な取組

- 水田の継続的な保全を支援
- 様々な農園を開設するなど、農とふれあう機会を提供
- 市民や企業と連携した地産地消の推進



保全した水田

計画の柱3

市民が実感できる



緑や花をつくる

5か年の主な取組

- 地域で愛されている並木を再生
- 地域緑のまちづくりや地域に根差した各区での取組を推進
- 緑や花による魅力ある空間づくりを推進



魅力ある空間づくり

この3つの計画の柱と合わせ、効果的な広報の展開に取り組みます



森林環境税（国税）と横浜みどり税



Q 国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？



目的と使いみちが異なります。

森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の推進を図るほか、今後本格化する学校建替事業の財源として活用していきます。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、目的と使いみちが異なります。



● 森林環境税（国税）・森林環境譲与税について

| | |
|---------|---|
| 趣旨(目的) | わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため |
| 課税手法・税率 | 年間 1,000 円を個人住民税と併せて賦課徴収 |
| 課税期間 | 令和 6 年度から |
| 市町村への譲与 | 国が令和元年度から一定の基準で譲与（令和 6 年度までは、地方公共団体金融機構の準備金を活用） |
| 使いみち | 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用 |

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

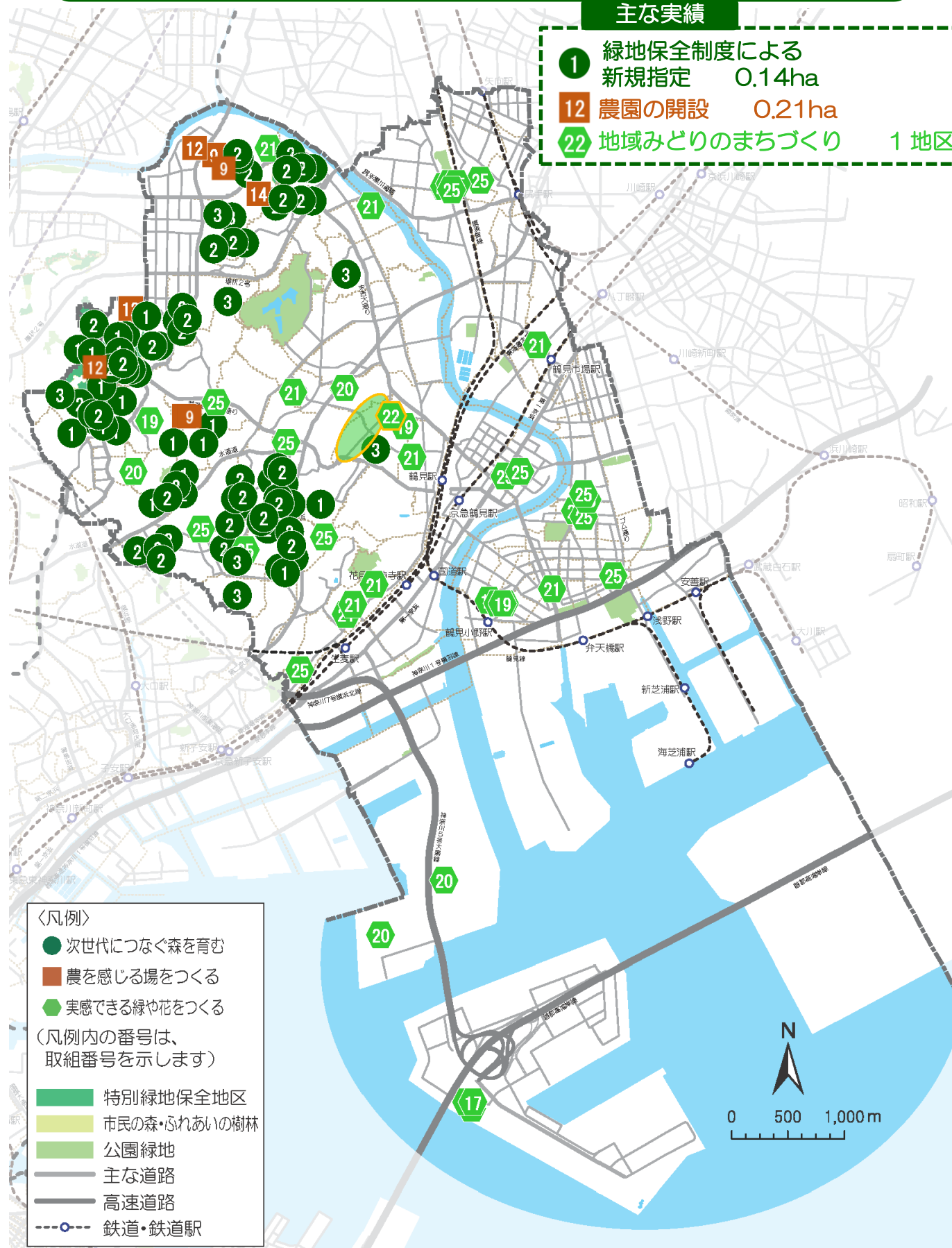
【お問い合わせ】

- 「横浜みどり税」について
 - ▶ 財政局税務課 電話：045-671-2253 FAX：045-641-2775
- 「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」について
 - ▶ 環境創造局政策課 電話：045-671-4214 FAX：045-550-4093
- 「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」の各事業について
 - ▶ 環境創造局みどりアップ推進課 電話：045-671-2712 FAX：045-224-6627

鶴見区

主な実績

- ① 緑地保全制度による
新規指定 0.14ha
- ⑫ 農園の開設 0.21ha
- ⑳ 地域みどりのまちづくり 1地区



〈凡例〉

- 次世代につなぐ森を育む
- 農を感じる場をつくる
- ⬡ 実感できる緑や花をつくる

(凡例内の番号は、
取組番号を示します)

- 特別緑地保全地区
- 市民の森・ふれあいの樹林
- 公園緑地
- 主な道路
- 高速道路
- - - 鉄道・鉄道駅

計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

○緑地保全制度による新規指定 0.14ha

・市民の森等

2021年度 0.04ha 獅子ヶ谷市民の森（指定拡大）

・緑地保存地区

2021年度 0.1ha 北寺尾七丁目

○市による買取り

・特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区

2019年度 2地区 獅子ヶ谷・師岡特別緑地保全地区、馬場五丁目特別緑地保全地区

2020年度 1地区 東寺尾六丁目特別緑地保全地区

2021年度 1地区 獅子ヶ谷・師岡特別緑地保全地区

・公園樹林部

2019年度 1地区 馬場二丁目公園

○保全した樹林地の整備 20か所

2019年度 2か所 北寺尾七丁目特別緑地保全地区、獅子ヶ谷市民の森

2020年度 8か所 北寺尾七丁目特別緑地保全地区、馬場五丁目特別緑地保全地区、東寺尾六丁目特別緑地保全地区、東寺尾六丁目南特別緑地保全地区、獅子ヶ谷市民の森（2か所）、二本木第二公園、馬場二丁目公園

2021年度 6か所 東寺尾六丁目特別緑地保全地区、北寺尾七丁目特別緑地保全地区、獅子ヶ谷市民の森（2か所）、東寺尾ふれあいの樹林、馬場二丁目公園

2022年度 4か所 北寺尾七丁目特別緑地保全地区、獅子ヶ谷市民の森（2か所）、東寺尾ふれあいの樹林

2 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

○森の維持管理 51 箇所

・保全管理計画の策定（公園）

2020 年度 1 箇所 白幡公園

・維持管理（樹林地）

2019 年度 6 箇所 駒岡・梶山特別緑地保全地区、獅子ケ谷・師岡特別緑地保全地区、駒岡中郷市民の森、獅子ケ谷市民の森、かぶと塚ふれあいの樹林、東寺尾ふれあいの樹林

2020 年度 7 箇所 駒岡・梶山特別緑地保全地区、獅子ケ谷・師岡特別緑地保全地区、馬場二丁目特別緑地保全地区、駒岡中郷市民の森、獅子ケ谷市民の森、東寺尾ふれあいの樹林、かぶと塚ふれあいの樹林

2021 年度 8 箇所 駒岡・梶山特別緑地保全地区、獅子ケ谷・師岡特別緑地保全地区、馬場二丁目特別緑地保全地区、東寺尾六丁目南特別緑地保全地区、駒岡中郷市民の森、獅子ケ谷市民の森、かぶと塚ふれあいの樹林、東寺尾ふれあいの樹林

2022 年度 9 箇所 駒岡・梶山特別緑地保全地区、獅子ケ谷・師岡特別緑地保全地区、馬場二丁目特別緑地保全地区、東寺尾六丁目南特別緑地保全地区（2）、駒岡中郷市民の森、獅子ケ谷市民の森、かぶと塚ふれあいの樹林、東寺尾ふれあいの樹林

・維持管理（公園）

2019 年度 5 箇所 駒岡堂ノ前公園、白幡公園、二本木第二公園、馬場町公園、二ツ池公園

2020 年度 3 箇所 白幡公園、馬場町公園、二ツ池公園

2021 年度 6 箇所 駒岡堂ノ前公園、白幡公園、二本木第二公園、馬場町公園、二ツ池公園、北寺尾七丁目緑地

2022 年度 6 箇所 駒岡堂ノ前公園、白幡公園、二本木第二公園、馬場町公園、二ツ池公園、北寺尾七丁目緑地

3 指定した樹林地における維持管理の支援

○維持管理の助成 8 件

2019 年度 4 件 上末吉一丁目、駒岡一丁目、駒岡三丁目、寺谷一丁目

2021 年度 3 件 駒岡三丁目、東寺尾二丁目、東寺尾三丁目

2022 年度 1 件 上の宮二丁目

計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

9 特定農業用施設保全契約の締結

○特定農業用施設保全契約の締結 4 件

2019 年度 2 件 北寺尾五丁目、駒岡四丁目

2022 年度 2 件 北寺尾五丁目、駒岡四丁目

12 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

○様々なニーズに合わせた農園の開設 0.21ha

・市民農園

2019年度 0.06ha 獅子ケ谷三丁目

2020年度 0.09ha 駒岡五丁目、獅子ケ谷三丁目

2022年度 0.06ha 獅子ケ谷三丁目

14 地産地消にふれる機会の拡大

○直売所・青空市等の支援 1件

・青空市・マルシェ等

2021年度 1件 JA 横浜鶴見支店駐車場直売所

計画の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

17 公共施設・公有地での緑の創出・育成

○緑の維持管理 3か所

2019年度 1か所 大黒ふ頭西緑地

2020年度 1か所 大黒ふ頭西緑地

2021年度 1か所 大黒ふ頭西緑地

18 街路樹による良好な景観の創出・育成

○良好な維持管理

2019年度 小野末広線（末広町通り）・末広水際線プロムナード、平安町栄町公園通りほか 計1,159本

2020年度 小野末広線（末広町通り）・末広水際線プロムナード、平安町栄町公園通りほか 計1,065本

2021年度 小野末広線（末広町通り）・末広水際線プロムナード、平安町栄町公園通りほか 計995本

2022年度 小野末広線（末広町通り）・末広水際線プロムナード、平安町栄町公園通りほか 計975本

19 シンボリックな緑の創出・育成

○公有地化によるシンボリックな緑の創出・管理

2019年度 1 箇所 下野谷町三丁目公園（管理）

2020年度 1 箇所 下野谷町三丁目公園（管理）

2021年度 1 箇所 下野谷町三丁目公園（管理）

2022年度 2 箇所 北寺尾六丁目（整備中）、下野谷町三丁目公園（管理）

○公開性のある緑空間の創出支援 1 箇所

2019年度 1 箇所 佃野町

20 建築物緑化保全契約の締結

○建築物緑化保全契約の締結 5 件

2019年度 4 件 諏訪坂（2件）、大黒町、馬場七丁目

2020年度 1 件 大黒町

21 名木古木の保存

○名木古木の保存

・新規指定

2020年度 6 本 寺谷一丁目（3本）、東寺尾一丁目（3本）

・維持管理の助成

2019年度 1 本 駒岡三丁目

2020年度 1 本 上末吉一丁目

2021年度 10 本 市場上町、岸谷一丁目（2本）、岸谷四丁目（4本）、仲通（3本）

2022年度 5 本 北寺尾二丁目（5本）

22 地域緑のまちづくり

○地域緑のまちづくり事業に関する協定の締結 1 地区

・新規

2022年度 1 地区 寺谷地区

23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり

○緑や花を身近に感じる各区の取組

2019年度 JR鶴見線で巡る 緑のスタンプラリー

2020年度 JR鶴見線で巡る 緑のスタンプラリー

2021年度 JR鶴見線で巡る 緑のスタンプラリー

2022年度 JR鶴見線で巡る 緑のスタンプラリー

○地域の花いっぱいにつながる取組

2019年度 花の種の配布、花苗などの配布（汐入公園ほか 10 箇所）

2020年度 球根などの配布（江ヶ崎町公園ほか 1 箇所）

2021年度 花壇講習会（中町公園）、球根などの配布（芦穂崎公園ほか 55 箇所）

2022年度 球根などの配布（市場公園ほか 53 箇所）

5 各区の実績
鶴見区

24 人生記念樹の配布

○人生記念樹の配布 1,413本

2019年度 343本

2020年度 327本

2021年度 347本

2022年度 396本

※過年度の報告書から本数を修正しました。

25 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

○緑の創出 10か所

2019年度 4か所 潮田小学校、岸谷小学校、鶴見小学校、矢向小学校

2020年度 3か所 鶴見小学校、寺尾小学校、東高等学校

2021年度 1か所 フラッピー小規模保育園

2022年度 2か所 旭小学校、東台小学校

○緑の維持管理 9か所

2019年度 2か所 潮田小学校、新鶴見小学校

2020年度 2か所 潮田小学校、新鶴見小学校

2021年度 2か所 潮田小学校、新鶴見小学校

2022年度 3か所 入船小学校、潮田小学校、新鶴見小学校



1 保全した樹林地の整備
(東寺尾ふれあいの樹林)



1 保全した樹林地の整備
(獅子ヶ谷市民の森)



12 市民農園の開設
(獅子ヶ谷三丁目)



23 緑や花を身近に感じる各区の取組
(JR 鶴見線で巡る 緑のスタンプラリー)



24 人生記念樹の配布
(鶴見区庁舎)



25 小学校での緑の創出・育成
(区内小学校)

事業費

(単位：億円)

| | 事業費 | 国費 | 市債 | 一般財源 |
|---------------------------------------|------------|-----------|------------|------------|
| 柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む | 302 | 60 | 133 | 110 |
| 柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる | 34 | - | 12 | 23 |
| 柱3 市民が実感できる緑や花をつくる | 77 | 0.5 | 6 | 71 |
| 効果的な広報の展開 | 0.8 | - | - | 0.8 |
| これからの緑の取組[2024-2028] (原案) 総事業費 | 415 | 60 | 150 | 204 |

※端数処理により、合計値は一致しないことがあります。

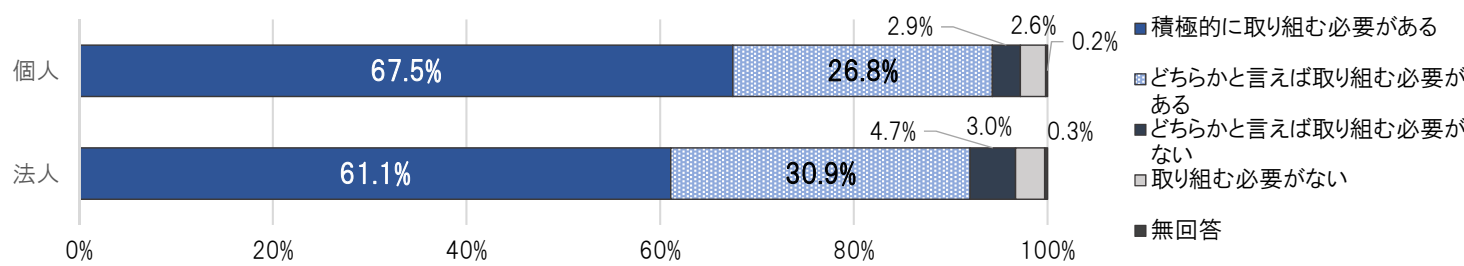
素案に対する市民意見募集の結果(概要)

| | アンケート方式 | 公募型自由記述方式 |
|------|---|---------------------------------------|
| 実施期間 | 2022 (令和4) 年12月23日 (金) から2023 (令和5) 年1月31日 (火) まで | |
| 実施方法 | 無作為抽出の個人5,000人、法人5,000社に対し調査票を送付 | 素案の概要版パンフレットに添付のハガキ、Webフォーム、電子メール、FAX |
| 回収数 | 個人：1,281人 法人：939社 | 43通 (意見総数：93件) |

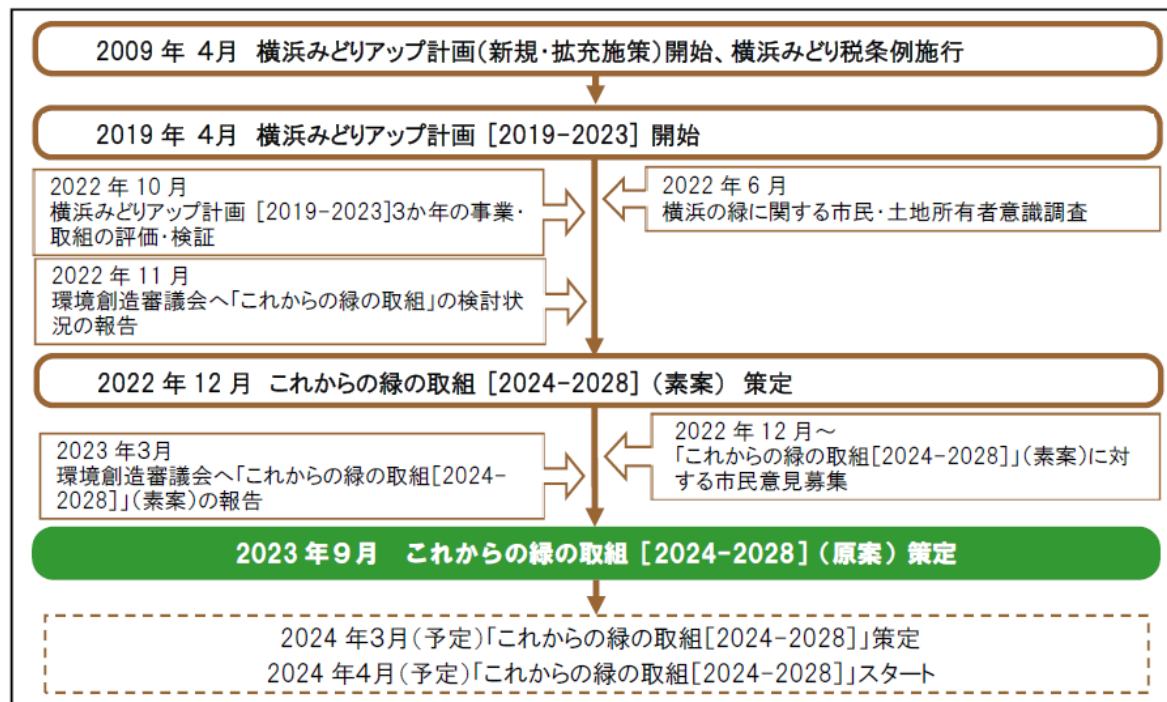
アンケート方式の回答結果

目標・取組について、個人・法人とも、8～9割の方に「積極的に取り組む必要がある」または「どちらか言えば取り組む必要がある」とお答えいただきました。

問1 「これからの緑の取組」では、引き続き、貴重な緑を将来に残すとともに、新たに創出する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。



これからの緑の取組[2024-2028] 策定の流れ



図：「これからの緑の取組 [2024-2028]」策定の流れ

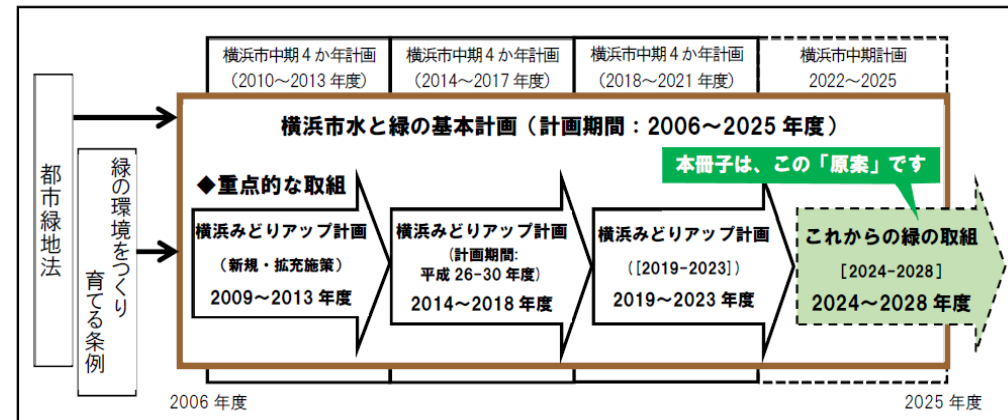
これからの緑の取組[2024-2028] (原案概要版)

横浜みどりアップ計画

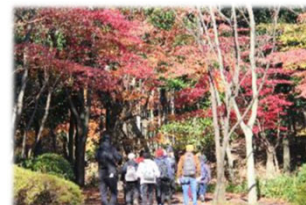
横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009 (平成21) 年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

これからの緑の取組 [2024-2028]

現行の「横浜みどりアップ計画」は、2023 (令和5) 年度末までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが必要です。そこで、これまでの取組の成果などを踏まえ、2024 (令和6) 年度以降に重点的に取り組む「これからの緑の取組[2024-2028]」の原案をとりまとめました。



図：「これからの緑の取組 [2024-2028]」の位置付け



花と緑に関するウォーキングイベント



家族で学ぶ農体験講座



森の中のプレイパーク

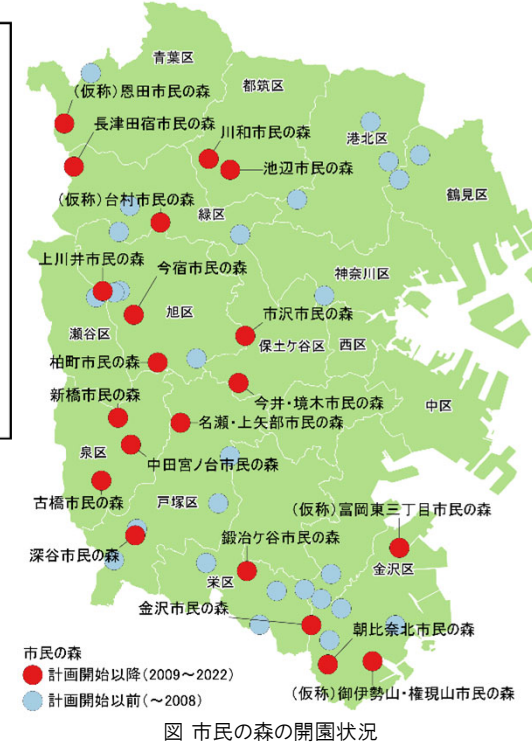


図 市民の森の開園状況

5か年の目標

- 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展 など
- 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
森の保全管理など緑の多様な機能や役割を發揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など
- 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します
森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

取組のポイント

- 緑地保全制度により指定した民有樹林地の維持管理負担を軽減するための支援を拡充
- 市民が様々なかたちで森に親しみ、楽しむことができる多様な活用を推進
- 都心部から郊外部まで、農とふれあう機会の全市的な展開を推進
- 地域が主体となって取り組む地域緑のまちづくりをはじめ、地域での緑や花の取組を推進

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む <本編P.16-P.23> 約302億円

施策1 まとまりのある樹林地の保全・活用

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り 約252億円

- (1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

-主な取組内容-

- ・緑地保全制度による新規指定:180ha (市による買取りの想定面積:100ha)
- ・保全した樹林地の整備:推進

事業② 良好な森の育成 約46億円

- (1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進
(2) 指定した樹林地における維持管理の支援

-主な取組内容-

- ・森の維持管理:推進
- ・維持管理の助成:750件

事業③ 森に関わる多様な機会の創出 約5億円

- (1) 森づくりを担う人材の育成
(2) 森づくり活動団体への支援
(3) 森に関わるきっかけづくり
(4) 森の多様な楽しみづくり

-主な取組内容-

- ・森づくり活動団体への支援:175団体
- ・地域における多様な森の利活用:推進



理念 「みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜」

柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる <本編P.24-P.34> 約34億円

施策1 農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全 約11億円

- (1) 水田の保全
(2) 特定農業用施設保全契約の締結
(3) 農景観を良好に維持する活動の支援
(4) 多様な主体による農地の利用促進

-主な取組内容-

- ・水田保全面積:115ha
- ・遊休農地の復元支援:3.0ha



事業② 農とふれあう場づくり 約20億円

- (1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進

-主な取組内容-

- ・様々なニーズに合わせた農園の開設:19.5ha
- ・横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施:450回



施策2 「横浜農場」の展開による地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進 約2億円

- (1) 地産地消にふれる機会の拡大

-主な取組内容-

- ・直売所・青空市等の支援:285件
- ・情報発信・PR:情報誌などの発行35回



事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開 約0.7億円

- (1) 地産地消を広げる人材の育成・支援
(2) 市民や企業等との連携

-主な取組内容-

- ・はまふうどコンシェルジュ・よこはま地産地消サポート店の活動支援:150件
- ・市民や企業等との連携:75件

柱3 市民が実感できる緑や花をつくる <本編P.35-P.43> 約77億円

施策1 市民が実感できる緑や花の創出・育成

事業① まちなかでの緑の創出・育成 約33億円

- (1) シンボリックな緑の創出・育成
(2) 街路樹による良好な景観づくり
(3) 公開性のある緑空間の創出支援
(4) 建築物緑化保全契約の締結
(5) 名木古木の保存

-主な取組内容-

- ・シンボリックな緑の創出:5か所
- ・街路樹による良好な景観づくり:18区で推進



施策2 ガーデンシティ横浜の更なる推進

事業② 緑や花があふれる地域づくり 約12億円

- (1) 地域緑のまちづくり
(2) 地域に根差した緑や花の楽しみづくり
(3) 人生記念樹の配布

-主な取組内容-

- ・地域緑のまちづくり:35地区
- ・緑や花を身近に感じる各区の取組:18区で推進

事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成 約4億円

- (1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

-主な取組内容-

- ・緑の創出:100か所

事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成 約27億円

- (1) 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

-主な取組内容-

- ・緑花による魅力づくり:推進



効果的な広報の展開 <本編P.44> 約0.8億円

取組の内容や実績について、より多くの市民・事業者理解されとともに、緑を楽しみ、緑に関わる活動に参加していただけるよう、広報媒体の特性を生かし、効果的な情報発信を進めていきます。

事業① 市民の理解を広げる広報の展開 約0.8億円

「緑の取組の認知を高め参画につなげていく広報」

- ・ イベント・体験スポットの紹介
- ・ 市民が活用できる制度のご案内
- ・ 美しい横浜の緑や花、アニメーションによる動画配信



森にふれる



農にふれる



緑や花にふれる

年末年始のごみと資源物の収集日程について

本年度の年末年始のごみと資源物の収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様へお知らせをさせていただきます。(詳細は、裏面資料参照)

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示板へのチラシの貼付をお願いいたします。チラシの配布につきましては、11 月下旬に各自治会・町内会へ配送させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

1 年末年始の収集日程について

- (1) 12 月 31 日 (日) から 1 月 3 日 (水) まで、収集をお休みさせていただきます。
- (2) 「燃やすごみ」「資源物」について、年末は 12 月 30 日 (土) まで、年始は 1 月 4 日 (木) から通常の曜日どおり収集します。

2 広報について

- (1) 自治会町内会掲示板へのチラシ掲出
※11 月下旬に各自治会町内会へ配送させていただきます。
- (2) 各集積場所に収集日程表を貼付
- (3) 広報よこはま 12 月号 (市版)
- (4) ごみ収集車によるアナウンス
- (5) 市・局ホームページへの掲載
- (6) LINE・X (旧 Twitter) などへの掲載

3 資料 (裏面)

年末年始のごみと資源物の収集日程

担当：業務課計画係 (収集日程に関するお問合せ)

業務課運営係 (広報に関するお問合せ)

電話：671-2551 (計画係)、671-3815 (運営係)

FAX：業務課 662-1225

年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(日)から1月3日(水)まで、
収集はお休みさせていただきます。**

- 年末も、ごみと資源物の分別と減量にご協力をお願いします。
- ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで**にお出してください。
(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)
- 収集がお休みの日は、ごみと資源物を絶対に出さないでください。
- 分別されていないものは収集できません。



スリム
「ヨコハマ3R夢！」マスコットイーオ

| 収集日程を お確かめの上、 ルールを守って お出ください。 | | 燃やすごみ・燃えないごみ スプレー缶・乾電池 | プラスチック製容器包装 | 缶・びん・ペットボトル 小さな金属類 |
|--|--------|---------------------------|-------------|-----------------------|
| 12月 | 28日(木) | 通常の曜日どおり収集します | | |
| | 29日(金) | 通常の曜日どおり収集します | | |
| | 30日(土) | 通常の曜日どおり収集します | | |
| 1月 | 31日(日) | 収集はお休みです | | |
| | 1日(月) | | | |
| | 2日(火) | | | |
| | 3日(水) | | | |
| | 4日(木) | 通常の曜日どおり収集します | | |
| | 5日(金) | 通常の曜日どおり収集します | | |
| | 6日(土) | 通常の曜日どおり収集します | | |

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、
実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(日)から1月3日(水)までお休みします。



横浜市 粗大ごみ
2次元コード

※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。

← 粗大ごみのお申込みについてはこちらから
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

12月30日正午から1月3日までに申し込みされた方への返信(収集日等のお知らせ)は、1月4日以降になります。

新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画（素案）」に関する パブリックコメントの実施について

1 趣旨

横浜市では、ごみ処理の基本計画である「横浜 G30 プラン(2002～2010 年度)」、「ヨコハマ 3 R 夢プラン(2010～2025 年度)」に替わる新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」の素案を策定しました。この計画を市民の皆様の御意見をふまえた計画とするため、パブリックコメントを実施します。



計画(素案)冊子・リーフレットデータはこちら
(横浜市資源循環局政策調整課ウェブページ)

2 計画概要

別紙「パブリックコメント用リーフレット」を参照

3 募集期間

令和 5 年 10 月 12 日(木) から 11 月 10 日(金) まで

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

| | | |
|----------------------|---|--|
| (1) 電子申請システム 【推奨】 | ①インターネットで横浜市電子申請システムと検索 ②ホームページの上部手続き一覧(個人向け)を選択 ③キーワード検索欄で一般廃棄物と検索 ④該当コメントを選択 | |
| (2) 郵送 | リーフレット付属のはがきをお送りください。(切手不要) | |
| (3) 電子メール | sj-newplan@city.yokohama.jp | |
| (4) F A X | 045-550-4239 | |

※ 御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭での御意見はお受け付けすることができません。

※ FAX・電子メールでお送りいただく場合は、「新たな計画への意見」である旨を明記してください。

5 リーフレット配架場所

| リーフレット配架場所 |
|-------------------------|
| ○各区役所広報相談係、地域振興課 |
| ○横浜市立図書館・主要駅 P R ボックス |
| ○市民情報センター（横浜市庁舎 3 階） |
| ○資源循環局政策調整課（横浜市庁舎 23 階） |
| ○資源循環局収集事務所、焼却工場 |

6 今後の予定

令和 5 年 10 月 12 日～11 月 10 日 パブリックコメントの実施
12 月 パブリックコメント結果公表・原案策定
年度内 新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」開始

担 当：横浜市資源循環局政策調整課（計画全体について）今井、木村（貴）
（パブリックコメントについて）近藤、木村（充）
電 話：671-2503
F A X：550-4239

素案

パブリックコメント募集



新

横浜市一般廃棄物処理基本計画

を策定します

皆さまのご意見をお聞かせください

令和5年10月12日(木)
~11月10日(金)まで

廃棄物行政を取り巻く状況は時代とともに変化し、SDGsの達成や脱炭素社会の実現など様々な課題への対応が求められています。

こうした時代の変化に着実に対応していくため、新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。





計画の詳細はこちら

基本理念

将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGsの達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦していきます。
さらに、ごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者の皆様と共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいきます。

目標

燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を2030年度までに **2万トン削減** (2022年度比)

具体的取組

SDGsの達成と脱炭素社会の実現 【市民・事業者の皆様との取組】



政策1 プラスチック対策の推進

脱炭素社会の実現に向け、使い捨てプラスチックの削減や、適切な分別・リサイクルなど、市民・事業者の皆様による主体的な 3R+Renewable の取組を促進し、温室効果ガスの排出量を削減します。また、プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応として、海洋流出防止に向けた取組を進めます。

注目POINT!

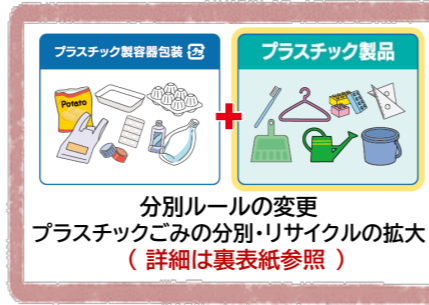
- 発生抑制(リデュース)の推進
- 分別・リサイクルの推進
- 事業者等への働きかけ
- 海洋流出対策



発生抑制の推進



近隣市と連携した広域でのプラスチック海洋流出対策



分別ルールの変更
プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大
(詳細は裏表紙参照)

政策2 食品ロス削減の推進

市民・事業者の皆様の間で「食」を大切にする価値観が醸成され、製造・流通・販売・消費のあらゆる場面における食品ロス削減に向けた具体的な取組の実践と定着につながるよう、働きかけを行うとともに、先進的な取組の波及・普及を図ります。

- 価値観の醸成ときっかけづくり
- 場面に応じた実践行動の推進
- 多様な主体との連携・共有
- 事業者への働きかけ
- 生ごみの減量・リサイクル



実践行動の推進



小盛りやテイクアウトの飲食店を認定する「食べきり協力店」の利用促進

政策3 環境学習・普及啓発の推進

「誰もが快適に暮らし、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいく」ため、市民・事業者の皆様がより一層環境に関心を持ち、3R行動などの具体的な取組の実践につながるよう、環境学習や普及啓発の取組を行います。

- 小学校や地域等との連携や出前講座等の実施
- 廃棄物処理施設における環境学習の充実
- 多様なツールや機会を活用した情報提供
- 3Rに関する表彰等の実施
- 環境プロモーションの実施



小学校向けの出前講座



ポスターコンクール

政策4 多様な社会ニーズへの対応

誰もがごみのことで困らない、住みよいまちに向けて、高齢化に伴うごみ出し支援やまちの美化、災害への備えなどに着目に対応していきます。また、デジタル技術の活用による行政サービスの向上や効率化を進めます。

- 高齢化やごみ出しに関する課題への対応
- まちの美化の推進
- 災害への備え
- デジタル化の推進
- 廃棄物分野における国際協力
- 有料化の検討・廃棄物処理手数料の適宜見直し



円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理



DXによる行政サービスの向上と効率化

政策5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

ごみ処理の安心・安全・安定を確保するため、家庭ごみ、し尿の安定的かつ効率的な収集運搬に努めるとともに、施設の適切な維持管理・補修を実施します。さらに、資源の有効利用を進め、環境負荷の低減を図ります。

- 家庭ごみの安定的な収集運搬と適正排出の推進
- 資源化の推進
- 環境に配慮した安定的なごみ処理の推進
- 事業系ごみの適正処理
- し尿処理



日々の家庭ごみ収集



リサイクルのために缶・びん・ペットボトルを選別

政策6 将来を見据えた施設整備

将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、老朽化が進む廃棄物処理施設の計画的かつ着実な整備を実施します。また、環境にやさしいエネルギーの創出や利活用等、市域内の脱炭素化や地域貢献に向けた取組を進めていきます。

- 廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討
- 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献
- 省エネの推進・脱炭素技術等の研究



工場の新設・長寿命化工事

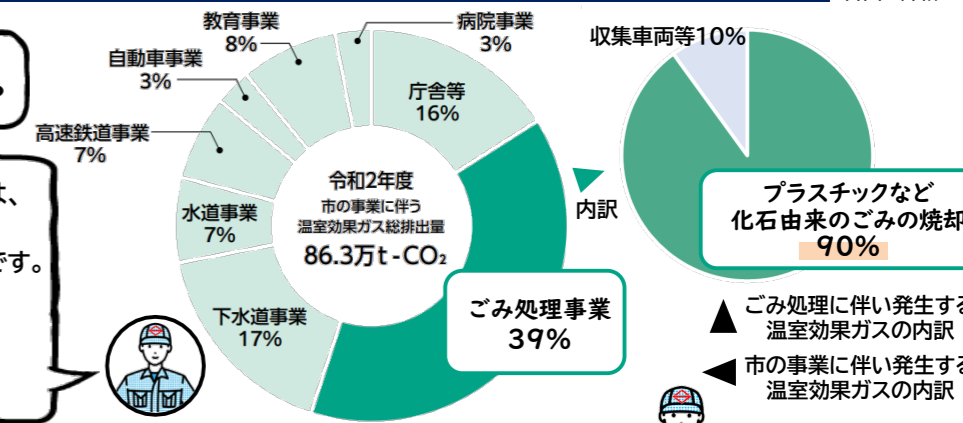


焼却工場のCO₂回収(CCUの実証試験)



どうして目標がプラスチックごみの削減なの？

- ごみの処理に伴い発生する温室効果ガスは、市の事業全体の約4割を占め、そのうちの約9割がプラスチック類の焼却によるものです。
- プラスチックごみの焼却を減らすことで、温室効果ガスの排出量を削減し、脱炭素社会の実現を目指していきます！



市民ニーズへの対応と安定したごみ処理 【行政の取組】



計画策定までのスケジュール ※令和5年10月現在

令和5年
10月12日～11月10日

パブリックコメント募集

いただいた
ご意見を参考に
原案を策定

令和5年12月

パブリックコメント
の結果・原案の公表

令和5年度中

新計画始動

計画の特色

NEW!

ジーサンジュウ

G30プラン

分別・リサイクルの推進

スリム

3R夢プラン

分別・リサイクルに加え
リデュース・リユースの推進

新たな一般廃棄物処理基本計画

プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大
→ 脱炭素社会の実現へ

「燃やすごみ」を減らす

「ごみと資源の総量」を減らす

「燃やすごみに含まれるプラスチック」を減らす



プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大について



食品トレイや洗剤の容器などの「プラスチック製容器包装」に加え、これまで燃やすごみとして処理してきたハンガーやバケツなどの「プラスチック製品」についても、分別・リサイクルを進めます。

プラスチック製容器包装

現在の
分別区分



このマークが目安です

新名称
「プラスチック資源」

追加

プラスチック製品 (プラスチックのみでできているもの)

「燃やすごみ」
ではなくなります



今後の
スケジュール

令和6年10月から9区*で先行実施し、令和7年4月から全市実施を予定しています。

*9区：中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区

お問合せ先
横浜市資源循環局政策調整課



TEL :045-671-2503



FAX :045-550-4239



電子メール: sj-newplan@city.yokohama.jp



新たな一般廃棄物処理基本計画（素案）に対する あなたの御意見をお聞かせください ～パブリックコメントを実施します～【11月10日まで】

募集期間

令和5年10月12日(木)から11月10日(金)まで

提出方法

いずれかの方法で御意見をお寄せください。

①電子申請システム(推奨)

横浜市電子申請・届出システム > 手続き一覧(個人向け) > キーワード検索

電子申請システム▶



②郵送 本リーフレット付属のハガキを切り取り、お送りください。
切手は不要です。

③電子メール sj-newplan@city.yokohama.jp

④F A X 045-550-4239

✂ 切り取り

郵便はがき

231-8790

005

(受取人)

横浜市中区本町

6丁目50-10-23階

資源循環局政策調整課

「パブリックコメント担当」行

料金受取人払郵便



差出有効期限

令和6年2月29日まで

切手を貼らずに
お出しください。



担当者
使用欄

No.

あなたの情報をご記入ください。

| | | |
|----|--|--------------------------------|
| 住所 | <input type="checkbox"/> 横浜市()区 <input type="checkbox"/> 市外 | |
| 年代 | <input type="checkbox"/> 20歳未満 | <input type="checkbox"/> 20歳代 |
| | <input type="checkbox"/> 30歳代 | <input type="checkbox"/> 40歳代 |
| | <input type="checkbox"/> 50歳代 | <input type="checkbox"/> 60歳代 |
| | <input type="checkbox"/> 70歳代 | <input type="checkbox"/> 80歳以上 |

留意事項

- 御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭での御意見はお受け付けすることができません。
- 頂いた御意見は、原案策定の参考にさせていただきます。個人情報を除き、本市の考え方と合わせて後日公表させていただきます。個別の回答は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。
- 御意見の提出に伴い頂いた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- FAX・電子メールでお送りいただく場合は、「横浜市一般廃棄物処理基本計画 素案」への意見である旨を明記してください。

お問合せ先

横浜市資源循環局政策調整課

TEL :045-671-2503 FAX :045-550-4239

電子メール: sj-newplan@city.yokohama.jp

御意見の提出に伴い頂いた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

計画(素案)冊子は以下の場所で閲覧できます。

●横浜市資源循環局政策調整課ウェブページ

横浜市トップページ > 市の情報・計画 > 横浜市について > 市の組織 > 資源循環局の紹介 > その他 > 計画・方針 > 新たな一般廃棄物処理基本計画(仮称) > 新たな一般廃棄物処理基本計画



●各区役所 広報相談係・地域振興課

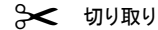
●市民情報センター(横浜市庁舎3階)

●横浜市立図書館

●資源循環局政策調整課(横浜市庁舎 23 階)

※ 冊子については閲覧のみとなっております。

紙での配布は行っておりませんのであらかじめご了承ください。



切り取り

新たな一般廃棄物処理基本計画(素案) への御意見をご記入ください

御意見のある項目に を入れてください。(複数選択可)

基本理念 目標 政策と具体的取組 その他

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 政策1 プラスチック対策の推進 | <input type="checkbox"/> 政策2 食品ロス削減の推進 |
| <input type="checkbox"/> 政策3 環境学習・普及啓発の推進 | <input type="checkbox"/> 政策4 多様な社会ニーズへの対応 |
| <input type="checkbox"/> 政策5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分 | <input type="checkbox"/> 政策6 将来を見据えた施設整備 |

【ご意見】

第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画) 素案及びパブリックコメント実施について

1 趣旨

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第9期計画」という。）」の策定に向け、素案をまとめましたので、その内容及びパブリックコメントの実施について、御説明します。

2 第9期計画素案

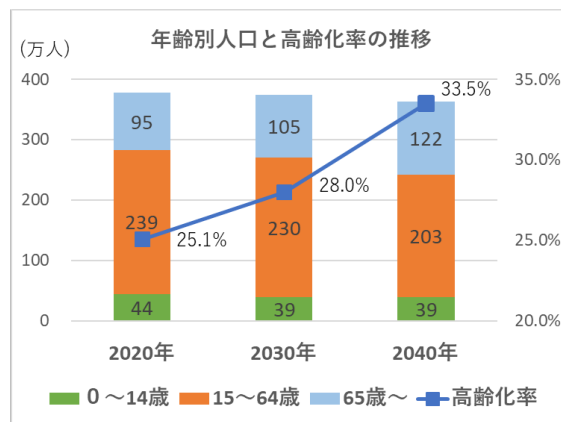
別紙1：市民向けリーフレット

別紙2：素案冊子

3 高齢者を取り巻く状況

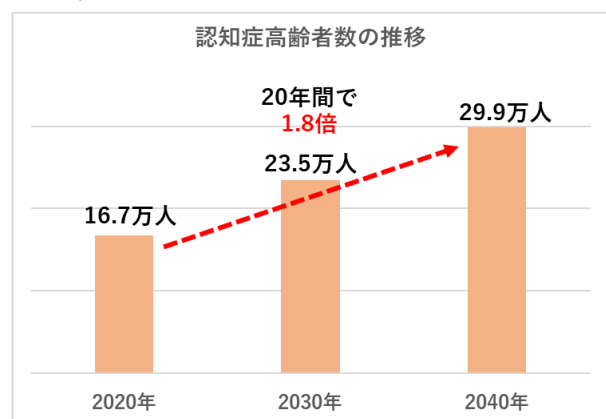
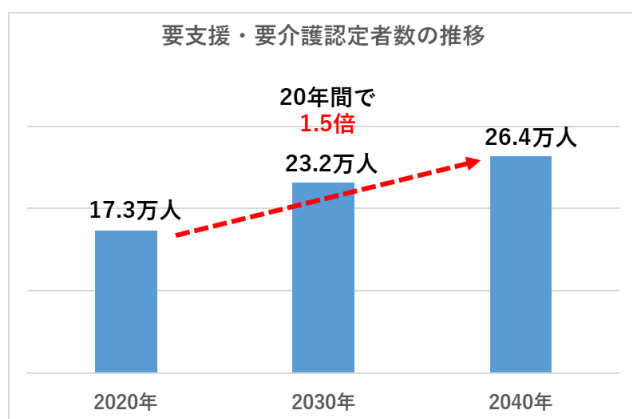
(1) 高齢者人口の増加

横浜市の高齢者人口は引き続き増加傾向であり、2040年には市内人口の3人に1人が高齢者になると推計されています。



(2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040年にかけて介護・医療ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスのさらなる充実が必要になります。



4 素案の概要

(1) 基本目標

第8期計画から引き続き、「ポジティブエイジング」としました。

(2) 主な取組

ア 生き活きと暮らせる地域づくり

データに基づく高齢者ごとの健康課題に着目した支援、高齢者と地域活動等とのマッチング支援、高齢者の社会参加に対するインセンティブ付与を新たに行います。

イ 施設・住まいの整備

特別養護老人ホームについて、第8期計画期間は3年間で、1,350人分程度の新規整備を進めましたが、第9期計画期間の3年間では、700人分程度の新規整備とします。一方で、待機者数の縮小に向けて、医療的ケアが必要な方を積極的に受け入れた施設への助成を拡充するなどの取組を進めます。

ウ 介護人材の確保

介護の魅力発信に向けた広報の充実や、介護事業所におけるICT・介護ロボット等の導入支援、手続等のデジタル化、タスクシフティング(介護助手の活用)など、介護現場の生産性向上に向けた取組を推進します。

エ 認知症施策の一層の推進

市民の認知症に関するさらなる理解の促進や、認知症の方の社会参加促進、認知症バリアフリーの推進などに重点を置き、施策を進めていきます。

オ 介護保険料の設定

第9期計画においては、介護サービス利用者数の増加等により介護給付費が増え、保険料が大幅に上昇する見込みですが、介護給付費準備基金を活用することで上昇を抑制します。

この結果、現時点では保険料基準月額を6,600円～6,700円程度と見込んでいますが、最終的には介護報酬の改定や各種制度改正の影響等を踏まえ、令和6年度予算案とあわせて公表します。

第8期（R3～R5）
保険料基準月額
6,500円



第9期（R6～R8）
保険料基準月額
6,600円～
6,700円程度

5 計画の愛称

本計画を、市民の皆様にとって、覚えやすく親しみやすいものとするため、「よこはまポジティブエイジング計画」という愛称を新たに付けました。

6 パブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

令和5年11月1日（水）から12月1日（金）まで

(2) 意見募集及び周知方法

ア 素案の公表・意見提出方法

計画素案・素案説明動画をホームページで公表するとともに、窓口(※)で素案冊子・市民向けリーフレットを配布します。ご意見は、電子申請、郵便、FAX、電子メールで受け付けます。

※市役所・区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等

イ 関係団体等への説明

市・区町内会連合会、市・区民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会、市医師会、市病院協会、市老人クラブ連合会等に対して説明を行い、ご意見を伺います。

ウ 市民説明会

(ア) 開催日時

11月10日（金）14時から15時15分まで（13時30分受付開始）

(イ) 開催場所

横浜市役所1階 横浜市市民協働推進センター スペースA・B

(ウ) 説明会への申込（要事前申込）

10月23日（月）から申込受付開始。先着60人まで。

7 策定スケジュール（予定）

| | | |
|------|-----------|-----------------------|
| 令和5年 | 10月23日（月） | 計画素案公表 |
| | 11月～12月 | パブリックコメントの実施、市民説明会の開催 |
| 令和6年 | 1月～2月 | 計画原案のとりまとめ、介護保険料の推計 |
| | 3月 | 計画策定、介護保険条例の改正 |
| | 4月 | 介護保険料の改定 |

担当
健康福祉局高齢健康福祉課
川添、武井、清水
電話：045-671-3412
メール：kf-keikaku@city.yokohama.jp

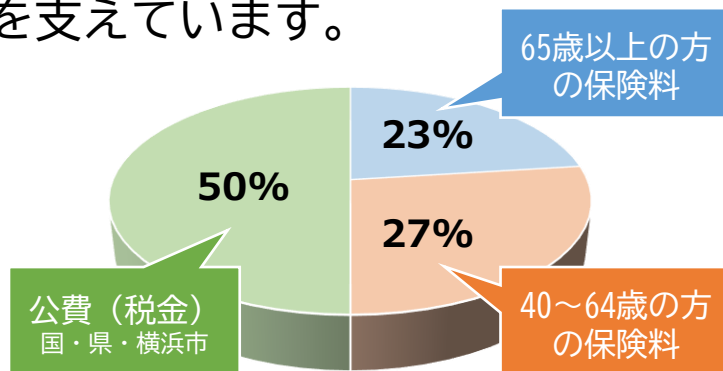
介護保険料

社会全体で「介護保険」を支えています。

介護保険は、「公費」と、40歳以上の方が納める「保険料」を財源として運営しています。

介護保険料は、介護が必要な方の介護保険サービス費用などをまかなうために使われます。

金額は、3年間のサービスの給付額等の見込みに基づいて算定します。



令和6年度～8年度の保険料基準額

第8期（令和3～5年度）
保険料基準月額
6,500円



第9期（令和6～8年度）
保険料基準月額
6,600円～6,700円程度

ご意見の提出方法

次のいずれかの方法でご意見・ご提案をお寄せください。

なお、よこはまポジティブエイジング計画(素案)の詳細については、横浜市役所・各区役所・地域ケアプラザ・老人福祉センター・地区センターで素案冊子を配布している他、市のホームページでも公開しています。

パブリックコメント実施期間
< 11月1日（水）～12月1日（金） >

郵便

⇒ 市役所・区役所・地域ケアプラザ等で配布している「素案冊子」に付属のハガキをご使用ください。

FAX

⇒ 045-550-3613

電子メール

⇒ kf-keikaku@city.yokohama.jp

携帯電話
スマートフォン
パソコン

⇒ ホームページの素案をご覧ください。
(二次元バーコードまたは下記のキーワードで検索)



横浜市 ポジティブ

検索

※いただいたご意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。ご意見への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。

※ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見は受け付けておりません。

※ご意見の提出に伴い取得した個人情報、「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、本案に対する市民意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

問合せ先
横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉課 計画調整係
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(横浜市庁舎16階)
☎045-671-3412 fax045-550-3613 ✉kf-keikaku@city.yokohama.jp

市民意見 募集

(パブリックコメント)

高齢者に関する保健福祉事業・介護保険制度・認知症施策に関する総合的な計画を策定します。皆様のご意見・ご提案をお寄せください。

<募集期間>

令和5年11月1日（水）～12月1日（金）

計画期間2024年度-2026年度

よこはま ポジティブエイジング計画 ～歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して～ (素案)

第9期 横浜市 高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
認知症施策推進計画

ポジティブ エイジング
POSITIVE AGING とは？

横浜市は、次のような思いを
「ポジティブ エイジング」に込めています。

誰もが歳を重ねる中で、

- ▶積極的で活力ある高齢社会を作りたい
- ▶人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい

心身の状態が変化したとしても、

- ▶高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL）の向上」につなげていきたい

「自分らしい高齢期の暮らし」を支える主な取組

健康で自立した生活のために



介護予防・健康づくりと自立支援

○フレイル※の予防・改善に向け、民間企業等と連携した幅広い普及啓発と、高齢者一人ひとりに合った介護予防の支援を行います。

※高齢期にからだどころの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高い状態。

▶ 素案11、15ページ

○通いの場等への参加者に、インセンティブを付与する「高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）」を実施し、通いの場等への参加を促進します。

▶ 素案17ページ

知識や経験を生かした社会貢献活動の推進

高齢者一人ひとりのニーズと、地域活動や企業等での有償・無償ボランティア活動のマッチングを行う「シニア×生きがいマッチング事業」を実施します。

▶ 素案19ページ

地域活動・サービス情報の充実

ウェブサイト「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」で、身近な地域活動を紹介します。

▶ 素案20～21ページ

将来に備えるための支援

○元気なうちからこれからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記す「エンディングノート」を配布し、活用講座を実施します。

▶ 素案12ページ

○もしものときにどのような医療やケアを望むかを話し合うきっかけになる「もしも手帳」の配布を進めます。

▶ 素案12～13ページ

○認知症をはじめ、自分ひとりで判断することが難しい方が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用を支援します。

▶ 素案25～26ページ

心や体に変化を感じた時



相談先の充実

○かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及を促進します。

▶ 素案24ページ

○地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。

▶ 素案22、25ページ

認知症の早期発見・早期対応

身近な医療機関で受けられる、「もの忘れ検診」（認知症の簡易検査）を広く周知します。

▶ 素案44ページ

地域での支え合いの推進・多様なサービスの提供

地域住民やボランティア、NPO法人、民間企業等と連携し、居場所づくり、掃除、買い物、配食、見守り等の生活支援を充実します。

▶ 素案17、21ページ

医療や介護が必要になった時



介護保険サービス等の充実

○住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう介護保険サービス等を充実します。

▶ 素案23ページ

○特別養護老人ホーム等、ニーズに応じた施設・住まいの選択を支援します。

▶ 素案28～32ページ

在宅医療・介護の連携推進

必要な時に適切な医療・介護サービスが受けられ、疾病の重症化や介護の重度化が予防できるよう、医療と介護の連携を進めます。

▶ 素案24ページ

認知症の人や家族の居場所の充実

○認知症の本人、家族、関係者が気軽に参加できる身近な居場所を充実します。

○認知症の方が自身の希望等を語り合える「本人ミーティング」の開催や、本人・家族・地域住民等がお互いを理解しあう場である「認知症カフェ」の支援を行います。

▶ 素案42ページ

身近な相談窓口・役立つ情報のご案内

地域ケアプラザ

「地域の身近な福祉保健の拠点」です。（おおむね中学校区に1か所あります）

誰でも利用でき、専門職や地域活動などに詳しいコーディネーターが、高齢者等の地域での生活の困りごと等に関する相談受付や支援を行っています。

▶ 素案22、25ページ

高齢期に必要な情報

○ふくしらべ
高齢者福祉の情報をまとめたサイトです。

▶ 素案10ページ

○ハートページ
介護保険の総合案内パンフレットです。

▶ 素案13ページ

高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まい※に関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話、オンラインでの個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況などの情報を提供します。

※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホームなど

▶ 素案32ページ

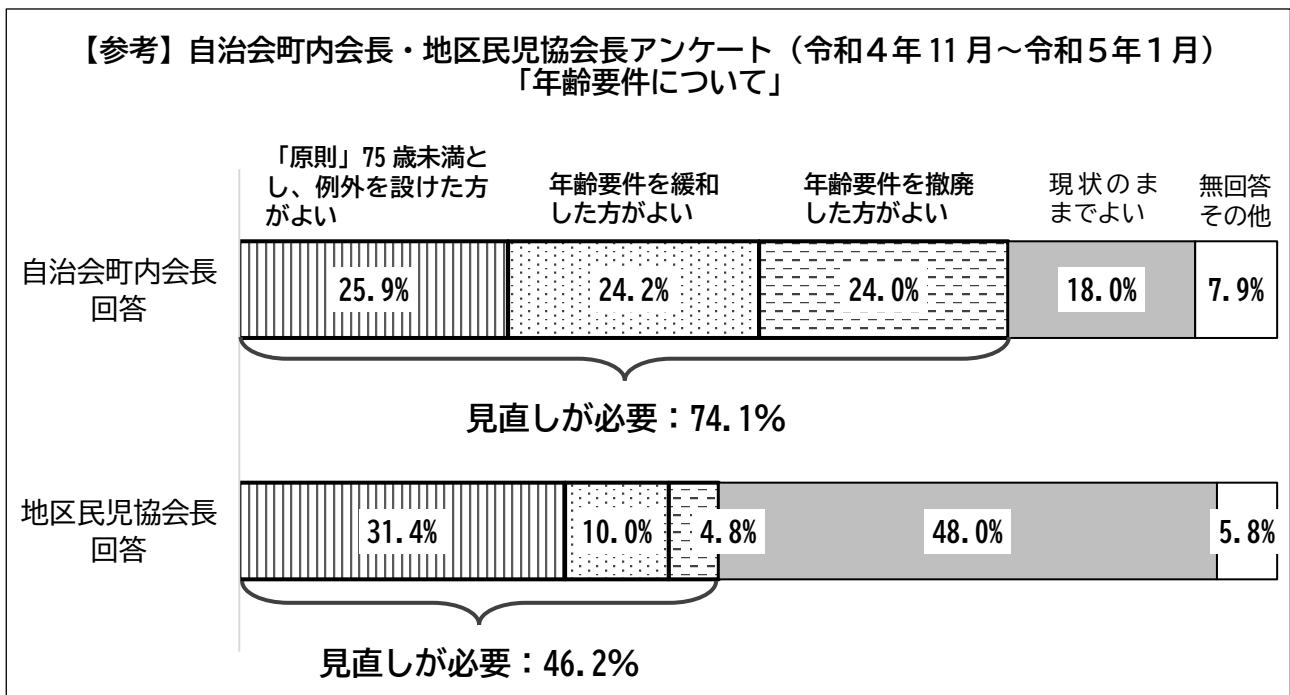


民生委員・児童委員の活動支援策等及び年齢要件に関する検討状況に関する報告について

1 趣旨

少子高齢化の加速や生活スタイルの変化等により、民生委員・児童委員の担い手確保が課題となっており、年齢要件に関して、自治会町内会アンケートでは 74.1%、地区民児協会長アンケートでは 46.2%が「見直しが必要」というご意見をいただいています。さらに、次期一斉改選時（令和 7 年 12 月）には、団塊世代が 75 歳以上となることから、一層担い手の確保は厳しくなると予想されています。これらの状況を踏まえて、次期一斉改選に向けて、現在、市民児協等と年齢要件について意見交換を行っていますので、ご報告します。

また、今年度からモデル区（都筑・戸塚・栄）と健康福祉局によるプロジェクトを中心に、民生委員・児童委員の活動支援策や推薦事務の改善等について検討を進めていますので、検討状況について報告します。



2 年齢要件の検討にあたっての考え方

- (1) 自治会町内会長アンケート及び地区民児協会長アンケートの結果を踏まえて、市民児協等と意見交換を進めていますが、年齢要件に関する検討は、民生委員・児童委員の皆さまのご理解をいただきながら進めていきます。
- (2) 単に年齢要件の見直しだけでは、担い手確保に向けた根本的な解決には至らないと考えており、民生委員・児童委員の活動支援強化や負担軽減を進めていく必要があります。このため、モデル区と健康福祉局によるプロジェクトを中心に検討を進めており、年齢要件の見直しの有無に関わらず、次期一斉改選に向けて活動しやすい環境づくりを推進していきます（可能な取組から速やかに実施します）。
- (3) 推薦手続きの改善についても、年齢要件の見直しの有無に関わらず、次期一斉改選時に反映できるよう検討を進めます。

3 年齢要件に関する検討のたたき台

次期一斉改選時において年齢要件を変更する場合、次の表を案として、民生委員・児童委員の皆さまと意見交換を行っています。この案は、自治会町内会長・地区民児協会長アンケート結果において、「年齢要件の見直しが必要」とする回答の中で最も多かった『**「原則」75歳未満とし、例外を設けた方がよい**』を基本としたものです。

| 現行 | 案 |
|--|--|
| 新任 原則 69 歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75 歳未満とすることができる。 | 新任 原則 69 歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75 歳未満とすることができる。 |
| 再任 75 歳未満 | 再任 原則 75 歳未満。ただし、選出が困難な場合は 1 期（3 年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり） 【条件】 下記 3 つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①本人の同意があり、健康状態も良好 ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある ※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。 |

4 今後のスケジュール（予定）

9月の市・区民児協に本案をたたき台として説明を行い、12月にかけて民生委員・児童委員の皆さまと意見交換を進めます。意見交換結果を踏まえて、行政として次期一斉改選時における年齢要件に関する結論を出していきます。

| 年 月 | R5 | | | | R6 | | | | R7 | | | |
|------------|---------|----|----|----|------------|---|---|---|-----------------------|---|---|--|
| | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 12 | 1 | 2 | |
| 市・区 民児協 | 意見交換 | | | | 検討結果 報告 | | | | | | | |
| 市連会 | ● 報告 | | | | ● 報告 | | | | ● 一斉改選に向けた 推薦依頼 | | | |

5 民生委員・児童委員活動支援と推薦事務の改善等に関する検討状況について

今年度から、局・モデル区を中心に、民生委員・児童委員の活動支援策等について検討を進めています。

(1) 委員活動の負担軽減及び活動支援策について

民生委員の活動及び付帯する業務について、「業務量の軽減の観点から取り組むもの」、「負担感の軽減の観点から取り組むもの」などに分類・可視化し、それぞれの負担軽減策や活動支援策を検討しています。また、モデル区では、民生委員との懇談会や退任した民生委員へのアンケートを実施し、大変だったことや負担に感じていることなどを把握・整理したうえで、今年度下半期から活動のスリム化や支援策に関するモデル実施を予定しています。

(2) 推薦手続きの簡素化について

推薦手続きに必要な書類の様式の簡素化や、再任として推薦いただく場合の手続きの簡素化などを検討しています。

(3) ターゲット・目的別広報の充実

毎年5月の「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」にあわせて、パネル展示やラジオ放送、広報よこはまへの記事掲載等を行うなど活動PRを実施しています。

今後も、認知度向上や現任委員の意欲向上を図るための広報の充実を進めていきます。

| | |
|-------|----------------------------------|
| 担 | 当：健康福祉局地域支援課 村山 |
| 電 | 話：045-671-4046 |
| 電子メール | ：kf-chiikishien@city.yokohama.jp |

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の機運醸成について

1 共創キックオフ・ミーティングの開催について（【別紙1】9/27 博覧会協会記者発表）

博覧会協会、横浜市及び横浜商工会議所では、GREEN×EXPO 2027 の目指すビジョンや共創の姿を企業・自治体・大学など関係者の方々と共有し、出展等のご参加についてご理解いただく機会として、9月26日（火）にパシフィコ横浜ノースで「共創キックオフ・ミーティング」を開催しました。

当日は、650名を超える企業・団体等の方々にお集まりいただき、博覧会への参画を呼びかけました。今後、出展や協賛等に向けた対話や準備を本格的に進めていきます。

■博覧会協会公式ホームページ

<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/>

当日の資料やアーカイブ動画を公開しています。

2 公式アンバサダーの就任について（【別紙2】9/19 博覧会協会記者発表）

■博覧会協会公式ホームページ

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/ambassador/>

公式アンバサダーのプロフィールのほか、ビデオメッセージが掲載されています。

担 当：都市整備局国際園芸博覧会推進課
連絡先：Tel 671-4627
メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

2023年9月27日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）

「共創キックオフ・ミーティング」を開催

～出展・協賛等に関する参加メニューを発表～

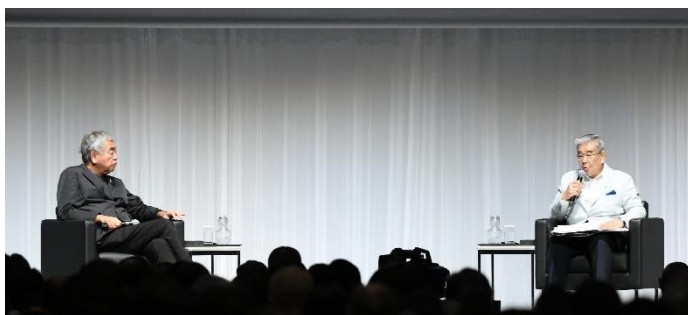
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和）は、横浜市及び横浜商工会議所と共催で「GREEN×EXPO 2027 共創キックオフ・ミーティング」を、9月26日（火）にパシフィコ横浜ノースにて開催しました。本イベントには、企業、自治体、大学、花・みどり団体等、650名を超える多くの皆様にご参加いただきました。

第1部では、GREEN×EXPO ラボの涌井 史郎チェアパーソンと隈 研吾マスターアーキテクトのキックオフトーク、河村 正人事務総長によるプレゼンテーションを通して、GREEN×EXPO 2027の目指すビジョンや共創の姿を共有しました。

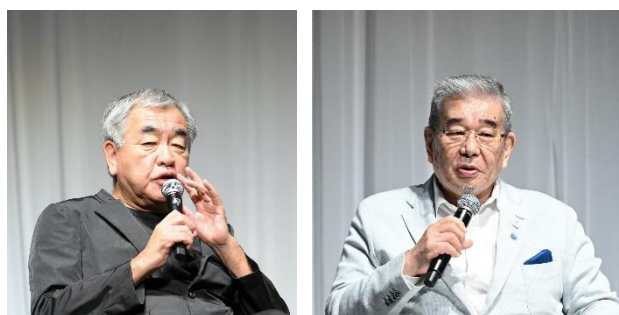
第2部では、GREEN×EXPO 2027における出展・協賛等に関する参加メニューについての説明を行い、企業・団体等の皆様への参画を呼びかけました。

●当日の様子

◇キックオフトーク：「幸せを創る明日の風景」とは



隈 マスターアーキテクト × 涌井 チェアパーソン



◇プレゼンテーション：「GREEN×EXPO 2027が目指すもの」



河村 正人 事務総長

GREEN×EXPO 2027では、上瀬谷に残された貴重な自然資本と、自然特性を生かす「**Nature-based Design＝ありのままの自然環境を活用したデザイン**」という考え方に基づいて会場の基盤を造り、国産木材を出来るだけ使用しながら、環境負荷低減、資材有効活用を目指した**GREENサーキュラー建築**を導入していきます。

また、会場内には、独自の取り組みとなる**テーマ共創事業としてGXを実現する5つの「Village」**を設けます。

多くの企業・団体等の皆様にGREEN×EXPOのテーマへ賛同いただき、「幸せを創る明日の風景」を共に創りたいと考えています。

●当日資料

「共創キックオフ・ミーティング」の資料、アーカイブ動画につきましては、2023年10月2日以降HPに公開予定です。

<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/>

次頁あり

●当日の様子

◇主催者挨拶（敬称略 登壇順）



横浜市長 山中 竹春



横浜商工会議所 会頭 上野 孝



2027年国際園芸博覧会協会
会長 十倉 雅和

◇関係機関挨拶（敬称略 登壇順）



国土交通副大臣 堂故 茂



農林水産大臣政務官 舞立 昇治



経済産業大臣政務官 石井 拓



神奈川県知事 黒岩 祐治

◇会場の様子



参加メニュー、今後のスケジュール

| 出展 | | その他の参加 | | |
|--|---|---|--|------------|
| 花・緑出展 園芸品種や庭園など 花き園芸や造園技術 を表現 | Village出展 Villageテーマに沿って 各企業等のビジョンや テクノロジーを表現 | 営業参加 テーマ営業出店 一般営業出店 海外観光 モビリティ運営 観覧施設運営 | 催事参加 一般催事 参加 テーマ催事 参加 | 海外出展 協力 |
| 協賛 | | 寄附金・人材支援 | | |
| 展示や出展への 協賛 協会展示協賛 (テーマ館・展示館) Village協賛 | 施設協賛・運営協賛 社会実験 建物・現物・役務等の提供 催事協賛 協会主催催事協賛 | 広報協賛 タイアップ 媒体枠等の 提供 | 寄附金 | 人材支援 |

各参加メニューの詳細は、2023年12月頃より、順次ホームページ等でお知らせする予定です。

《本件に関するお問合せ先》

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 企画調整部調整課（担当：古木）

Tel : 045-307-2068

ホームページ : <https://expo2027yokohama.or.jp/>

大阪花の万博以来37年ぶりに国内で開催されるA1クラスの国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」
持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する「新しいグリーン万博」

【開催概要】

名称 2027年国際園芸博覧会
(International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称 GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナナ)
開催場所 神奈川県横浜市
開催期間 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
博覧会区域 約100ha (内、会場区域80ha)
クラス A1 (最上位) クラス (AIPH承認+BIE認定)
参加者数 1500万人・地域連携やICT (情報通信技術) 活用などの多様な参加形態を含む
・有料来場者数: 1,000万人以上
テーマ 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
公式サイト <https://expo2027yokohama.or.jp/>

GREEN×EXPO 2027 会場

Nature-based Design

3つのゾーン

GREEN×EXPO 2027の骨格となる3つのゾーンを設けます。

国際出展ゾーン

世界各国や国際的な花き園芸・造園企業による出展。世界の園芸文化、食農文化の多様性に出会う国際色豊かなゾーンです。

シンボルゾーン

GREEN×EXPO 2027のテーマを発信するテーマ館のほか、花き品種、ガーデンデザインなどの多彩なコンペティションが展開される屋内出展施設を設けます。

日本ゾーン

日本政府による庭園及び屋内出展のほか、主催者による園芸文化展示、自治体等による出展が集結。日本の園芸文化の奥行きに触れることができます。



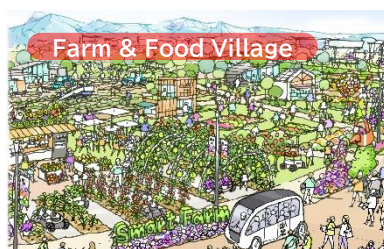
5つのVillage

GREEN×EXPO 2027独自の取り組みとなるテーマ共創事業としてGXを実現する5つの「Village」を設けます。主催者と参加者がテーマを共有しながら、「幸せを創る明日の風景」の創出に取り組みます。



GXが実現する未来都市の風景を提案します。カーボンニュートラルを中心に、自然の力を社会課題解決に活かす技術(NbS)を世界に発信します。

GX分野 | 暮らし/まちづくり・建築・交通/技術・産業/再生可能エネルギー



食と農が連携し、共存する「さと」の風景を提案します。心身が満たされ、健康であること。その豊かさを実感できるコンテンツを集積します。

GX分野 | 健康・食と農

※2023年9月現在の予定。
今後の調整状況により変更になる可能性があります。



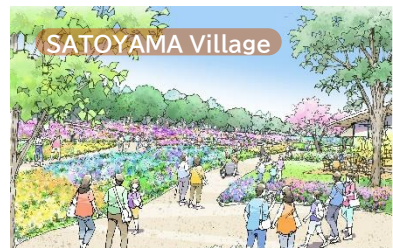
土地に寄り添いながら多様な生業を生み出してきた日本の叡智を継承。自然と共存しつつ、新たな産業を生み出す未来の田園風景を提案します。

GX分野 | 暮らし/健康・食と農/生態系・自然環境



次代を担う子どもたちが自然と親しみ、楽しみながら学ぶことができるコンテンツを集積、誰もが笑顔になれる風景を提案します。

GX分野 | 暮らし



市民の森と美しい花を背景に、生物多様性や都市と農村の連携をテーマにした学びのプログラムを提供する、新たな里山の風景を提案します。

GX分野 | 暮らし/生態系・自然環境

2023年9月19日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

**GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）公式アンバサダー
俳優 芦田愛菜さんが就任。**

「一人でも多くの人の心に希望ある未来が描けるように」

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和）は、2027年国際園芸博覧会の公式アンバサダーに俳優 芦田愛菜（あしたまな）さんが就任することを発表しました。

芦田さんは、これからの未来を生きる世代の代表として幅広い世代から支持されており、「幸せを創る明日の風景」をテーマとした本博覧会のアンバサダーに相応しい方として、これから一緒に博覧会の魅力を発信していきます。

●2027年国際園芸博覧会 公式アンバサダー就任発表



公式アンバサダーに就任した芦田 愛菜さん

【就任コメント】

今回開催される国際園芸博覧会は、国や業種、世代を超えた方々が一丸となって地球の未来のために植物や自然の力を最大限に考え、その技術や美を世界に発信していきます。

この博覧会を通して、全ての生命は植物を中心につながっていること、そしてその植物の計り知れない能力と生命力を私たちが理解していくことが、メインテーマである「幸せを創る明日の風景」になるのだと私も感じています。

私も皆さんと一緒に楽しみながら学び、一人でも多くの人の心に希望ある未来が描けるよう、アンバサダーとしてGREEN EXPOの魅力を発信していきたいと思っています。



任命書贈呈（十倉会長、芦田愛菜さん）

登壇者一覧 ※敬称略・写真左から

- GREEN×EXPOラボ チェアパーソン 涌井 史郎
- 会長・一般社団法人日本経済団体連合会 会長 十倉 雅和
- 公式アンバサダー 俳優 芦田 愛菜
- 副会長・横浜市長 山中 竹春



任命書贈呈（十倉会長、芦田愛菜さん）



花咲くカード贈呈（涌井CP、芦田愛菜さん）

次頁あり

●登壇者コメント

【十倉会長コメント】

これからの未来を生きる次世代の代表である芦田さんに博覧会の理念や魅力を広く伝えていただきたい。

本博覧会とともにこれからの未来の社会を学び、考え、発信していただけるよう、今後の活躍を大いに期待しています。

また、国民の皆様にあいさつされ、親しまれるキャラクターの誕生を楽しみにしてもらいたい。

【山中市長コメント】

GREEN×EXPOは、「花や緑の自然環境」と「我々の生活や経済活動」との2つが共存し、持続可能な社会を提案する「新しいグリーン万博」。自然環境に負荷をかけるライフスタイルから、多くの方々が意識や行動を変えるきっかけとしたい。

芦田さんとともにこれらの理念を広く発信し、若い方々をはじめ、幅広い世代の皆様と共に感じてもらえることで、機運を盛り上げたい。

【浦井CPコメント】

今日は、芦田さんに私たちの仲間に加わってもらった大変幸せな日です。記念品であるこのカードは種がすぎ込んであり、土に埋めると発芽し花が咲くカード。私たちの生活は、植物・自然の恵みによって支えられている。地球を守るために一人ひとりが立ち上がる必要があります。花咲くカードのように、地球の、明日の未来の風景が幸せになるような種をアンバサダーとして蒔いてもらいたい。

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）公式アンバサダー プロフィール



芦田 愛菜（あしだまな）

生年月日 2004/06/23
年齢 満19才

5歳で出演したドラマ「Mother」（日本テレビ/2010）で脚光を浴び、「大河ドラマ 江～姫たちの戦国～」(NHK/2011)に出演、「マルモのおきて」(フジテレビ/2011)では連続ドラマ初主演。主題歌を歌い、第53回日本レコード大賞特別賞を受賞。

映画「ゴースト もういちど抱きしめたい」(2010)で第34回日本アカデミー賞新人俳優賞を受賞、映画「うさぎドロップ」(2011)と映画「阪急電車 片道15分の奇跡」(2011)で第54回ブルーリボン賞 新人賞を史上最年少で受賞、ほか第28回浅草芸能大賞新人賞など多数の賞を受賞。

映画「パシフィック・リム」(2013)ではハリウッドデビューも果たす。

また、「連続テレビ小説 まんぷく」(NHK/2018)では史上最年少で語りをつとめる。

バラエティー番組「サンドイッチマン&芦田愛菜の博士ちゃん」(テレビ朝日)にてMCとしてレギュラー出演、「大河ドラマ 麒麟がくる」(NHK/2020)で明智光秀の娘たま役で出演、映画「星の子」(2020)など数々の映画、ドラマ、CMなどで活躍。近年では映画「メタモルフォーゼの縁側」(2022)で第47回エランドール賞 新人賞を受賞。ドラマ「最高の教師」(日本テレビ/2023)に鶴久森叶役で出演し、話題を呼んだ。

〈今後の活動予定〉

- ・2024年3月 公式マスコット発表・愛称募集記者会見
- ・2024年6月 公式マスコット愛称発表・1000日前イベント

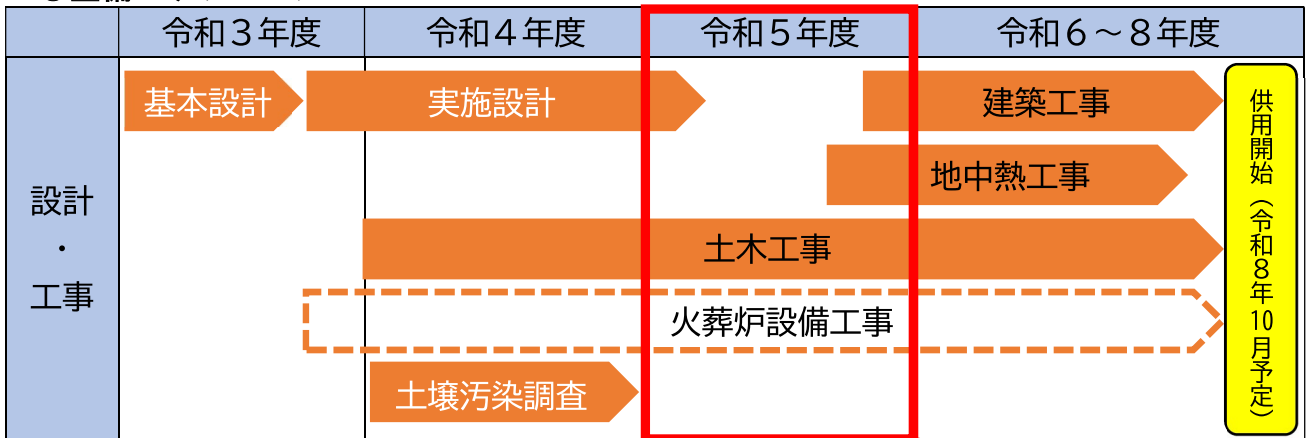
《本件に関するお問合せ先》

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 広報部広報課 電話番号：045-307-2031（担当：野村）
<<公式アンバサダーオフィシャルページURL>> <https://expo2027yokohama.or.jp/about/ambassador>

東部方面斎場（仮称）整備事業の進捗状況について（報告）

- 建築工事及び電気設備工事の入札手続きを実施中です。
 今後は、令和6年3月に着工し、令和8年10月の供用開始を予定しています。
- 計画地では土木工事を行っているほか、10月から地中熱工事にも着手しました。
- 令和8年10月の供用開始時から指定管理者制度により運営します。

◎整備スケジュール



○建築工事、電気設備工事

建物本体に関わる工事に今年度末着手する予定です。

○地中熱工事

地中深くに交換器(Uチューブ)を設置し、水を循環させることで安定した地中の熱を冷暖房に活用します。計画地内 48 箇所にて約 100mまで地中熱交換器を埋設します。

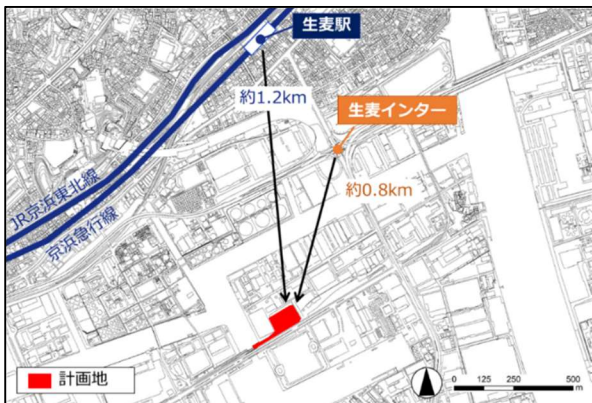
○土木工事

引き続き、計画地内の支障物の撤去や排水管などを布設します。

◎指定管理者制度の導入について

令和5年9月15日の健康福祉・医療委員会において指定管理者制度導入について報告しました。東部方面斎場（仮称）は令和8年10月の供用開始から指定管理者制度で運営します。（別紙参照）

○案内図



○建物外観



○整備概要

| | | | |
|-------|---|-----|-------------------|
| 計 画 地 | 鶴見区大黒町 18 番地の 18 | 構 造 | 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) |
| 規 模 | 敷地面積：約 11,000 m ² 、延床面積：約 22,000 m ² 階数：地上 4 階／地下 1 階、高さ：約 25m | | |
| 火葬炉設備 | 16 炉 (内予備 1 炉) | 事業費 | 約 221 億円 |
| 主要諸室 | 葬儀式場 (約 50 人用 2 室、約 20 人用 1 室)、炉前ホール (16 室)、霊安室、面会室、待合室 (16 室)、待合ロビー、売店・喫茶、駐車場 (150 台) | | |

○地中熱工事

■地中熱利用イメージ
出典：環境省 2021年3月
地中熱利用システム
パンフレット

←ボーリング機械 (写真は参考です)

■この範囲内に地中熱交換器を48か所設置します。

工事車両動線
斎場計画地

久保山斎場及び東部方面斎場（仮称）への指定管理者制度導入について

1 趣旨

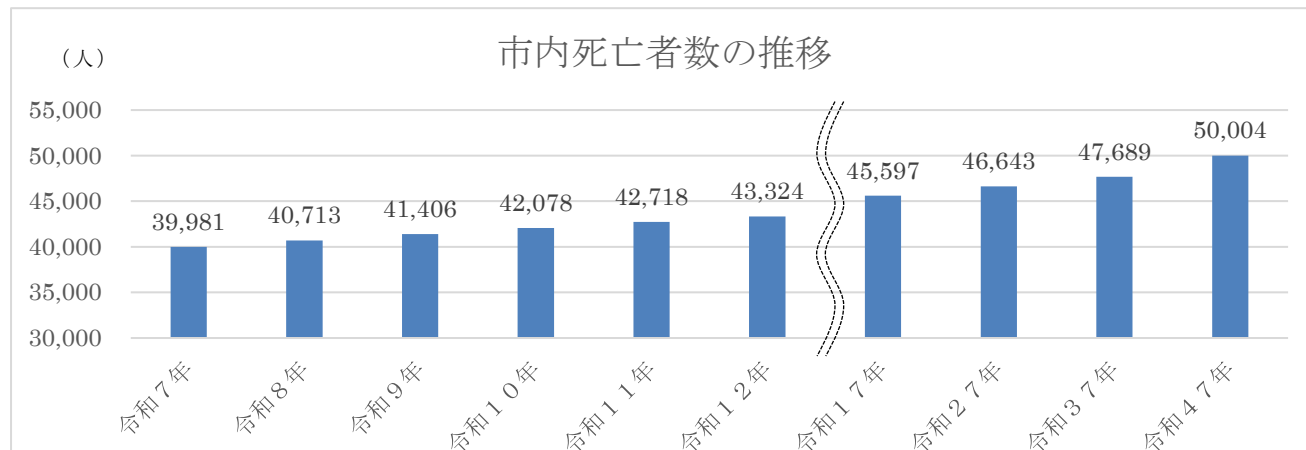
市営斎場の運営について、さらなる市民サービスの向上と経費の削減に向けて、久保山斎場及び東部方面斎場（仮称）で新たに指定管理者制度を導入します。

- (1) 久保山斎場において、令和7年4月から指定管理者制度を導入します。
- (2) 整備中の東部方面斎場（仮称）は、令和8年10月の供用開始から指定管理者制度で運営します。

2 斎場をとりまく現状

(1) 死亡者数の推移

死亡者数は年々増加しており、さらなる効率的な斎場運営が求められています。



出典：横浜市将来人口推計 ※平成27年国勢調査（平成27年10月1日時点）の人口を基準とした推計

(2) 既存斎場の運営状況（平成30年度から令和4年度）

全斎場の稼働率は97.1%で、特に久保山斎場は稼働率が最も高い状況です。

(3) 他の政令市の状況

川崎市、相模原市を含む15政令市で指定管理者制度が導入されています。

3 指定管理者制度導入により期待できる効果

(1) ニーズに応じた火葬運営

- ・ 冬季における開場日数の拡充
- ・ 利用者ニーズを踏まえた火葬時間枠の設定 など

(2) 利用者サービスの向上

- ・ 利用者アンケート等の実施による利用者満足度の見える化
- ・ 指定管理者の自主事業によるサービスの提供 など

(3) 管理運営の効率化

- ・ 施設の一体的管理による修繕への迅速な対応や人的資源の効率化
- ・ 委託等の契約事務や労務管理負担の削減 など

4 指定管理者制度導入後も市が主体的に担う主な業務

- (1) 大規模修繕等
火葬炉など一定金額以上の大規模修繕は市が契約して対応
- (2) 斎場運営の総合的な方針決定
予約システムの運用など全体の方針は市で決定
- (3) 地元協議会・周辺団体等への対応
指定管理者とも連携しながら市が主体となって対応
- (4) 残骨灰の処理
市が売払契約、歳入計上し、設備改修や斎場の利用環境向上に活用

5 今後のスケジュール（予定）

(1) 久保山斎場に関するスケジュール

- 令和6年 2月【令和6年第1回市会定例会】
指定管理者制度導入に関する「横浜市斎場条例」改正案提出
- 12月【令和6年第4回市会定例会】
公募により選定した「指定管理者の指定」を提案

令和7年 4月 指定管理者による運営開始

(2) 東部方面斎場（仮称）に関するスケジュール

- 令和7年 2月【令和7年第1回市会定例会】
東部方面斎場（仮称）設置に関する「横浜市斎場条例」改正案提出
- 12月【令和7年第4回市会定例会】
公募により選定した「指定管理者の指定」を提案

令和8年 10月 指定管理者による運営開始

【参考】東部方面斎場（仮称）の進捗状況について

今年度は、7月に斎場整備用地の土木工事に着手したほか、10月には地中熱工事に着手する予定です。

令和6年2月には建物本体の建築工事及び電気設備工事の請負契約を締結する予定です。

令和8年10月の供用開始に向け、着実に工事を行ってまいります。

【参考】市営斎場の概要

| 斎場名 | 久保山斎場 | 南部斎場 | 北部斎場 | 戸塚斎場 | 東部方面斎場（仮称） |
|---------|-------|------|-------|-------|------------|
| 所在地 | 西区 | 金沢区 | 緑区 | 戸塚区 | 鶴見区 |
| 現施設供用開始 | 平成7年 | 平成3年 | 平成14年 | 昭和55年 | 令和8年 |
| 火葬炉数 | 12炉 | 10炉 | 16炉 | 6炉 | 16炉 |
| 葬祭ホール | なし | 2室 | 4室 | 2室 | 3室 |

令和5年10月19日
鶴見区自治連合会定例会
財政局、教育委員会事務局、鶴見区

(仮称)豊岡町複合施設再編整備事業について(報告)

1 「基本構想(素案)策定に向けた考え方」について

10月下旬から実施する意見交換会(10月28日(土)、29日(日)、11月2日(木))に先立ち、「基本構想(素案)策定に向けた考え方」(添付資料①)を公表します。

こちらの資料により、複合施設として整備することや、複合施設のコンセプト等についてご意見を伺います。記載する内容は、次のとおりです。

<「基本構想(素案)策定に向けた考え方」の内容>

- 1 事業の目的
- 2 複合化を検討する施設、規模
- 3 整備スケジュール
- 4 複合施設のコンセプト(目指す姿)
- 5 機能の考え方
- 6 施設整備の基本的な考え方

2 ニュースレターによる意見募集について

本事業の進捗等について、広く地域の皆様にお知らせするニュースレターを作成し、市・区のホームページ等で周知します。

「基本構想(素案)策定に向けた考え方」への意見募集についても、このニュースレター(添付資料②)により周知し、いただいたご意見は、基本構想(素案)の策定にあたり参考とさせていただきます。

<ニュースレターによる意見募集期間等>

募集期間：10月20日(金)10:00～11月10日(金)17:00まで

回答方法：専用のご意見入力フォームまたは、メールやFAXでお寄せください。

詳細は、ニュースレターを参照してください。

1 事業の目的

豊岡小学校は、大正時代に現在の場所に設置され、地域に根差した愛着のある施設です。老朽化に伴う小学校の建替えにより、教育環境の向上を図るとともに、子どもから高齢者まで、安心して魅力的な過ごし方ができる場所となること、生涯学習や地域活動を行う場となることなどを旨とし、豊岡小学校の周辺で小学校と親和性があり老朽化が進む鶴見図書館、鶴見保育園、つるみ区民活動センターも併せて再編整備することを検討しています。

この場所は、鶴見駅や商店街に近接する利便性の高い場所であり、民間事業者のアイデアやノウハウを活用することで、将来にわたり地域の活力向上や賑わいの形成にも効果が期待できます。

各公共施設の機能を高め、必要かつ効率的な整備運営を進めつつ、単館整備では成しえない相乗効果や新たな価値を創出し、地域の活性化や魅力向上を図ります。

2 複合化を検討する施設、規模

複合化検討の対象となる公共施設等の概要は、次のとおりです。再編整備に合わせて、現在の基準に合った設備や必要となる機能を確保すると、再編整備後の床面積は次のようになります。

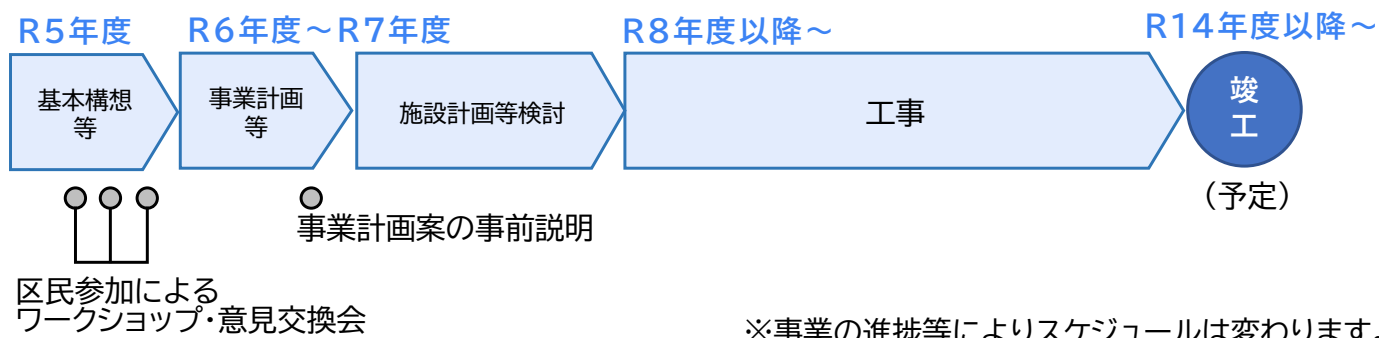
| 施設・機能 | 豊岡小学校 | 放課後キッズクラブ | 日本語教室 | 鶴見図書館 | 鶴見保育園 | つるみ区民活動センター(区役所2階) |
|-------|------------|-----------|-------|---------|-------|--------------------|
| 現延床面積 | 約6,300㎡ | 約100㎡ | 約100㎡ | 約1,510㎡ | 約620㎡ | 約300㎡ |
| 築年数 | 築59年(最古の棟) | 築65年 | | 築42年 | | 設置H19.3(築36年) |

| 整備後延床面積 | 民間機能 |
|-----------------------------------|-------|
| 約8,000㎡ (放課後キッズクラブ、日本語教室を含む面積) | 未定※1 |
| 約1,000㎡ | 約300㎡ |
| 未定※2 | |

※1 横浜市図書館ビジョン(仮称)策定に合わせて検討
 ※2 複合施設のコンセプト(「4」を参照)に合致し、相乗効果のある民間施設との複合化も検討していきます。

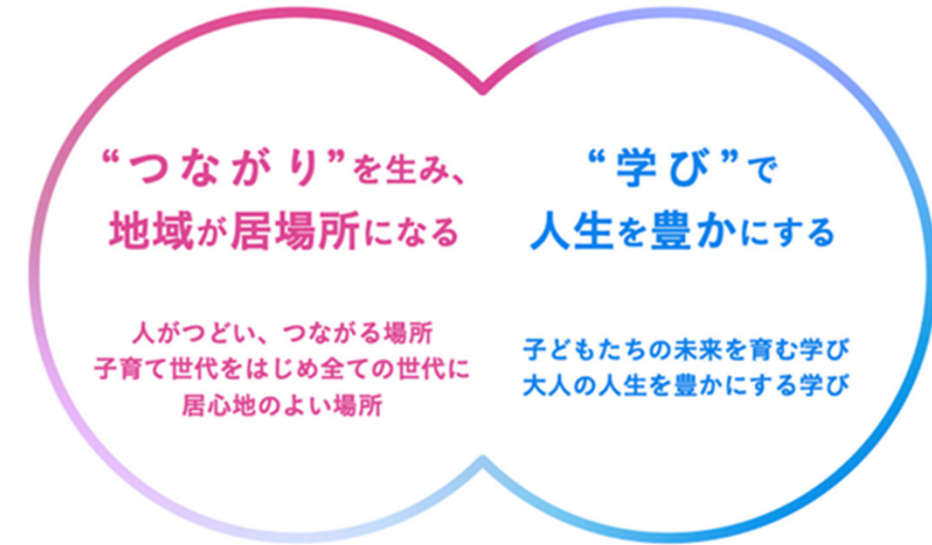
3 整備スケジュール

想定される事業スケジュールは次のとおりです。工事期間は6年程度とし、建物配置等により前後すると想定しますが、可能な限り短縮できる手法を検討します。



4 複合施設のコンセプト(目指す姿)

『 つながる学び舎 』



①子育て生活に彩りをそえる

- ・人のつながりによる、地域での子育ての安心感、身近な子育て支援等
- ・多様な主体(学校、図書館、保育所、つるみ区民活動センター、地域、民間、NPO等)の連携による、子どもの豊かな学び・体験の創出
- ・次世代に求められる豊かな能力の育成
- ・子どもや子育て世代が安心して充実した時間を過ごせる居場所づくり

②多世代が楽しく、学び、活動し、つながり、賑わう

- ・気軽に立ち寄り、居心地よく過ごせる場づくり
- ・人や活動が自然とつながる運営や空間づくりの工夫
- ・民間機能と連携した運営の工夫による活力や賑わいの促進
- ・あらゆる世代が生き生きと学び、活動できる場づくり

③地域の思いを新しいコミュニティの形に

- ・多様な主体の連携、多世代交流、多文化共生による、コミュニティの創出
- ・地域住民等が活躍できる機会づくり
- ・地域活動、コミュニティビジネス等の活性化サポート



親子の居場所



人や活動がつながる
(高円寺アパートメント/株式会社まめくらし)



多文化共生

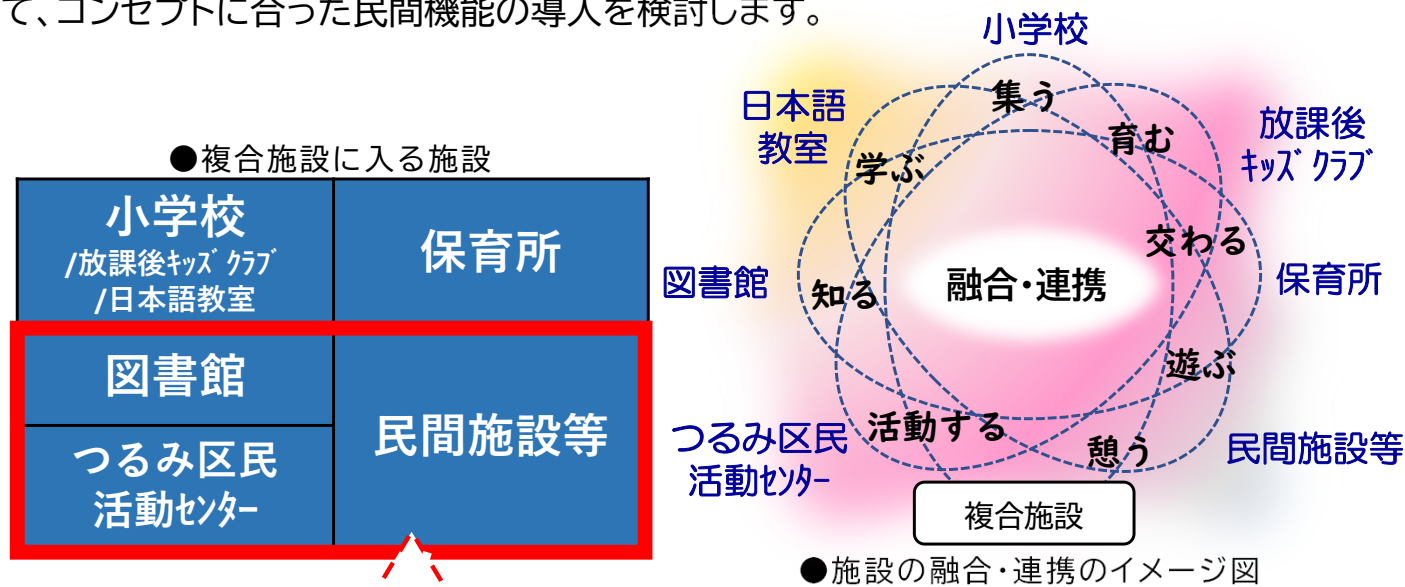
(仮称)豊岡町複合施設再編整備事業 基本構想(素案)策定に向けた考え方(2/2)

5 機能の考え方

○機能の融合・連携

各公共施設の機能のうち、新たな出会いや活動の創造が期待できるものをつなぐ、又は拡大させることによって、新たなプログラムやイベントを展開します。

また、さらに充実したサービスの提供や、各公共施設等のサービスとの相乗効果を期待して、コンセプトに合った民間機能の導入を検討します。



| 活動内容 | 機能等イメージ | 施設の一例※1 |
|-------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 憩う・集う | 気軽に入れ、落ち着いて居心地よく過ごせる空間 | ラウンジ、カフェ 情報コーナー |
| 交わる・活動する (地域活動・生涯学習) | 多世代交流・多文化共生、賑わい活動が見えやすく、つながるきっかけづくり | ギャラリー、多目的スペース コワーキング(働くための共同スペース) |
| 学ぶ・交わる (小学生・中高生) | 新たな発見や満足感を得られる創造性を刺激する学びやものづくり体験 | ラーニングコモンズ※2、 STEAMラボ※3、知育系施設 |
| 遊ぶ・過ごす (小学生・中高生) | 子どもが楽しく保護者が安心できる、子どもの居場所 | プレイスペース、学習スペース |
| 遊ぶ・交わる (親子・乳幼児) | 元気に過ごせ、好奇心をそそる保護者がくつろぎ、交流する場 | 親子フリースペース 託児、子育て相談 |
| 知る・深める | 学びの活動や課題解決を支える拠点 | 読書、学習、仕事スペース 情報支援、ICT |
| 健康増進 | スポーツを通じたの憩い・交流 | スポーツジム、プール |

※1:民間事業者からのご意見や提案内容にもよりますので、これで確定したものではありません。

※2:複数の学生が集まって、電子情報も印刷物も含めた様々な情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。

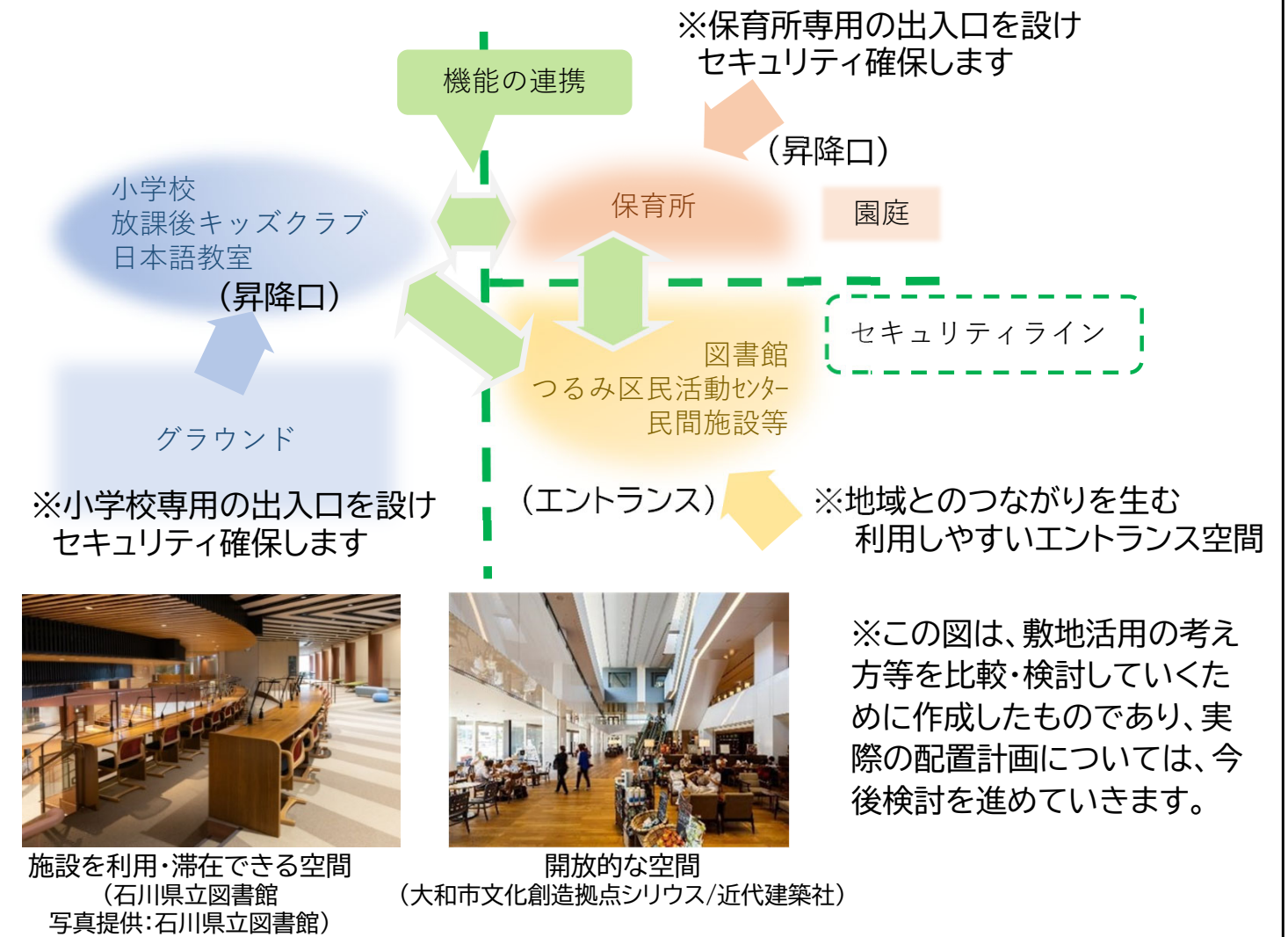
※3:科学、技術、工学、アート、数学を、総合的に応用してものづくりを行うための教室や研究室など。



STEAMラボ
(戸田市立戸田東小学校/戸田市教育委員会)

6 施設整備の基本的な考え方

- ・ 小学校、保育所は、現在の施設整備基準等に基づき、必要な広さ(教室、グラウンド、保育室等)や機能(体育館空調等)を有する施設等を整備します。
- ・ 小学校・保育所等に必要なセキュリティを確保します。
- ・ 施設間で共有できる開放的な空間、気軽に施設を利用・滞在できる空間を設けるなど、人や活動への関心が広がり自然とつながりが生まれるような空間づくりの工夫を行います。
- ・ 建替え中、建替え後も、地域防災拠点としての機能を確保します。
- ・ 豊岡通り側に賑わいが生まれるように施設配置を検討します。



施設を利用・滞在できる空間
(石川県立図書館
写真提供:石川県立図書館)



開放的な空間
(大和市文化創造拠点シリウス/近代建築社)

【参考】令和5年度の予定

- 令和5年 10月 「基本構想(素案)策定に向けた考え方」の公表と意見交換会の実施
- 12月～1月 「基本構想(素案)」の公表、区民意見募集、意見交換会の実施
- 令和6年 2月 「基本構想」の公表

※ 「基本構想」とは、施設の機能等をまとめ、設計に向けた基本的な考え方を整理したものです。

(仮称)豊岡町複合施設再編整備事業については、ホームページで掲載しています。

【ホームページアドレス】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/facility-management/toyooka/>



(仮称)豊岡町複合施設再編整備プロジェクト ニュース

1 基本構想(素案)策定に向けた考え方について公表しました

豊岡小学校は、老朽化が進むなど、教育環境の向上が必要なため、建替えに向けた検討を行っています。横浜市では、これを機に、鶴見図書館、鶴見保育園、つるみ区民活動センター等と複合化して建替えることを検討しています。新たな価値を創出し、地域の活性化や魅力向上を図ります。

(仮称)豊岡町複合施設検討についての「基本構想(素案)策定に向けた考え方」を公表しました。ぜひ、皆様からのご意見をお聞かせください。



【※基本構想(素案)策定に向けた考え方】

1. 事業の目的
2. 複合化を検討する施設、規模
3. 整備スケジュール
4. 複合施設のコンセプト(目指す姿)
5. 機能の考え方
6. 施設整備の基本的な考え方



意見募集の期間及び方法

10月20日(金)10:00~11月10日(金)17:00まで

次の二次元コードを読み込むか、記載のURL(ホームページ)にアクセスし、フォームに従って入力してください。また、FAXまたは電子メールで提出する場合は、裏面の発行元の連絡先にお送りください。



URL: <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/104caba0-cea9-41ad-b2e9-6245f7d5e4cb/start>

- ・いただいたご意見は、基本構想(素案)の策定にあたり参考とさせていただきます。
- ・ご意見の概要は、個人情報を除き、後日、市のホームページで公表します。
- ・個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。



「考え方」の資料について

「考え方」の資料をご覧になる場合は、二次元コードを読み込むか、記載のURL(ホームページ)にアクセスしてご覧ください。



URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/facility-management/toyooka/toyookakangae.html>



これまでにいただいたご意見等については、次のページを参考にご覧ください。

- サウンディング調査結果について
- 「意見交換会I」の報告について

2 サウンディング調査結果について(概要)

複合施設の検討の参考にさせていただくため、様々な分野の事業者の皆様からご意見をお聞きする「対話」(サウンディング型市場調査)を実施しました。詳しくは二次元コードを読み込むか、記載のURL(ホームページ)にアクセスしてご覧ください。

開催時期 令和5年1月～3月

参加事業者
事業分野

31社
建築・土木、建物管理、各種調査企画等、施設運営、その他

【対話内容(テーマ)及び調査で得られたご意見(一例)】

- 魅力ある機能
や空間づくり
- 想定される民間機能

…ほか



- ・子育て応援モデルとなる施設
- ・地域交流、賑わい創生の拠点
- ・市民が利用しやすい開放的な空間づくり
- ・教育関係(学習、芸術、英会話、スポーツ等)
- ・子育て応援(こどもの遊び場、子育て相談)

…ほか



URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/facility-management/toyooka/toyookasounding.html>

3 「意見交換会1」の報告について(概要)

複合施設での魅力的な過ごし方、使い方等についての意見交換会をワークショップ形式で開催しました。詳しくは二次元コードを読み込むか、記載のURL(ホームページ)にアクセスして、ご覧ください。

開催

令和5年5月21日、27日

参加者

21日:子育て世代の方 12名
27日:幅広い世代の方 18名

【意見交換で得られたご意見(一例)】

- 目指す方向性
- 期待すること
懸念されること
- 求められる機能

…ほか



- ・多世代・異文化交流ができるまちづくり
- ・子育て世代が使いやすい施設
- ・現状で手狭な図書館の拡大
- ・保育園・小学校のセキュリティの確保
- ・大人のワークスペース
- ・意見を聞く対象の拡大
(子どもの意見も取り入れる)

…ほか



URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/facility-management/toyooka/toyookaws.html>

この「(仮称)豊岡町複合施設検討プロジェクト ニュース」は、複合施設の検討にあたって、横浜市の考えを広く地域にお住まいの皆様にお知らせするために作成し、お配りしています。

今後も、事業の進捗等について、このニュースでお伝えしていきます。

※個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

※ご意見の提出に伴い取得した個人情報「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って適正に管理し、本業務にのみ利用させていただきます。

発行元:横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話:045-671-3803 FAX:045-662-5369 電子メール:ky-toyooka@city.yokohama.jp

ホームページ:<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/facility-management/toyooka/>

各 位

鶴見区高齢・障害支援課長
高橋 陽子

鶴見区エンディングノート講演会「今日から始める暮らしの整理術
～これからの人生を自分らしく生きる～」の実施について

日頃から鶴見区の福祉保健行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

鶴見区では高齢者や障害者の権利擁護を推進する目的で、平成26年度からエンディングノート「わになるノート」を作成するとともに、普及・啓発のため講演会を開催しています。

この度、下記のとおり講演会を開催することとなりました。多数の皆様にご参加いただきたくご案内申し上げます。

1 日時

令和5年11月13日（月）午後2時～午後4時

2 場所

- (1) 鶴見区役所6階8・9号会議室（定員60名）
- (2) 矢向地域ケアプラザ（定員30名）※オンラインによるサテライト会場
- (3) 寺尾地区センター（定員30名）※オンラインによるサテライト会場

3 講師・テーマ

(1) 講師

特定非営利活動法人エンディングノート普及協会 理事長 赤川なおみ 氏

(2) テーマ

「今日から始める暮らしの整理術 ～これからの人生を自分らしく生きる～」

- ・自分らしく生きるための片付け
- ・自宅で暮らし続けるためのヒント
- ・手放す相続を考える
- ・エンディングノートについて 他

4 申込

令和5年10月11日（水）開始

鶴見区高齢・障害支援課まで電話もしくはFAXにて申込みをお願いいたします。

5 依頼内容

各自治会町内会長あてにチラシを配布させていただきますので、ご周知くださいますようお願いいたします。

鶴見区高齢・障害支援課高齢者支援担当
担当：塩浦、上野、松本、渡邊
電話：045-510-1773 FAX：045-510-1897

今日から始める暮らしの整理術 ～これからの人生を自分らしく生きる～

整理整頓を通してこれからの暮らしに向き合っていく。

あなたらしく生きるために今、始めましょう。

参加費
無料

内容

- 自分らしく生きるための片付け
- 自宅で暮らし続けるためのヒント
- 手放す相続を考える

日時

2023年11月13日（月）14時～16時

場所

鶴見区役所6階 8・9号会議室
(鶴見中央3-20-1) 定員60名(先着順)

-----オンライン会場(先着順)-----

- ・矢向地域ケアプラザ(矢向4-32-11)定員30名
- ・寺尾地区センター(馬場4-39-1)定員30名



来場者に
エンディングノート
プレゼント!

講師：赤川なおみ氏

NPO法人エンディング
ノート普及協会理事長



申込方法

受付期間：10月11日(水)～11月10日(金)

電話またはFAXで

①名前 ②住所 ③電話番号 ④希望する会場
をお伝えください。

2013年エンディングノート普及協会設立。2017年に法人化し理事長就任。
これまでに300回以上エンディングノートの書き方、終活に関する講座を開催。

お問い合わせ・お申込み 鶴見区役所 高齢・障害支援課

電話045-510-1773 FAX045-510-1897





FAX : 045-510-1897

令和5年度 鶴見区エンディングノート講演会
今日から始める暮らしの整理術
～これからの人生を自分らしく生きる～

参加申込書

| | |
|---------|--------------------------------------|
| フリガナ | |
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 連絡先※1 | |
| 希望の会場※2 | 【第1希望】 |
| | 【第2希望】 |
| (※任意) | <input type="checkbox"/> 手話通訳を希望します。 |

※1 定員に達した場合や社会動向の状況により、講演会が中止になった際にご連絡いたします。必ず連絡先のご記入をお願いいたします。

※2 希望会場を第2希望までご記入ください。

こちらから連絡がない場合には、第1希望の会場で申込が完了していますので、当日直接会場にお越しください。

※3 手話通訳が必要な方は、10月30日(月)迄にお申込みください。

お問い合わせ：鶴見区役所高齢・障害支援課 高齢者支援担当
電話：045-510-1773

自治会・町内会長 各位

鶴見区消防出初式実行委員会
委員長 石川 建治

令和6年鶴見区消防出初式の開催について

秋晴の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

安全・安心が実感できる鶴見区の実現に向けて、地域、企業及び防災関係団体が一堂に会し、令和6年の新春を飾る鶴見区消防出初式を次のとおり開催しますので、万障お繰り合わせの上、御来臨賜りますよう御案内申し上げます。

1 日時

令和6年1月6日（土）午前10時00分から午前11時30分まで（受付：午前9時30分から）

2 場所

- (1) 横浜市鶴見公会堂（横浜市鶴見区豊岡町2-1）
- (2) 鶴見駅西口フーガ1前モール

3 次第（予定）

- (1) 横浜市鶴見公会堂

ア 第一部 式典

- (ア) 開式宣言
- (イ) 実行委員・来賓紹介
- (ウ) 表彰
- (エ) 式辞
- (オ) 来賓祝辞
- (カ) 閉式宣言

イ 第二部 演技

- (ア) 木遣り・まとい振込み
- (イ) 鶴見消防団・鶴見消防署による総合訓練等
- (ウ) 謝辞

- (2) 鶴見駅西口フーガ1前モール

消防ふれあい広場（消防車両等展示、起震車体験、子ども用防火衣の装着体験など）

4 その他

公共交通機関を利用し、会場までお越しいただけますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】 鶴見区消防出初式実行委員会事務局 鈴木、佐和橋
（横浜市鶴見消防署総務・予防課内）

TEL & FAX : 045-503-0119

E-mail : sy-tsurumi-sy@city.yokohama.jp

自治会・町内会長 各位

鶴見区新年賀詞交換会実行委員会
委員長 石川 建治

令和6年鶴見区新年賀詞交換会の御案内

晩秋の候 皆様には益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

次のとおり、令和6年鶴見区新年賀詞交換会を開催し、鶴見区の発展と皆様の御健勝を祈念したく存じます。万障お繰り合わせの上、御来臨賜りますよう御案内申し上げます。

1 日 時

令和6年1月6日(土) 午後1時から午後2時30分まで(受付:正午から)

2 場 所

ザ・ニューオークラ

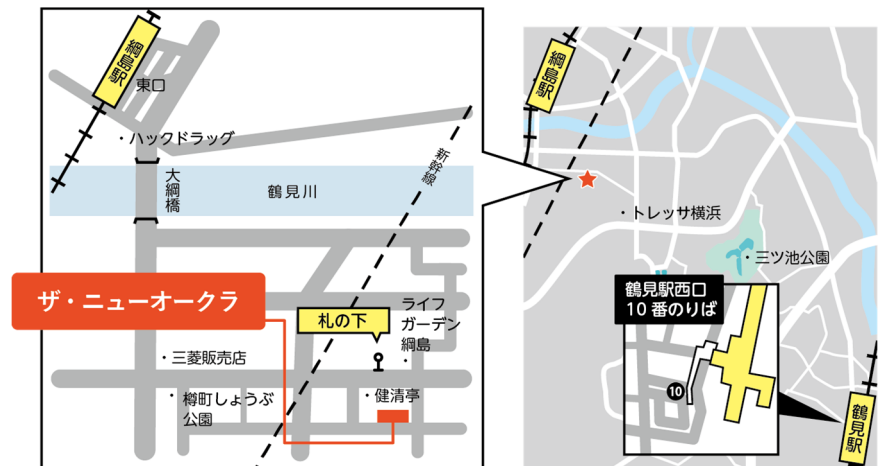
〒222-0001

横浜市港北区樽町4-7-26

・JR鶴見駅西口から臨港バス03系統

「札の下」下車 徒歩約2分

・東急東横線「綱島駅」下車
徒歩約15分



3 会 費

6,000円

※当日、会場にて現金支払いのみ

4 申込期限・申込方法

令和5年11月30日(木)までに次のいずれかの方法でお申込みください。

(1) 電子申請

横浜市電子申請・届出システム 

> 手続き一覧 (個人向け) > キーワード検索「鶴見区新年賀詞交換会」

申込フォームはこちらから▶



(2) 郵送またはFAX

別紙「参加申込書」にご記入のうえ、郵送またはFAXにてお申込みください。

5 その他

公共交通機関を利用し、会場までお越しいただけますようお願い申し上げます。

お問い合わせ 鶴見区新年賀詞交換会実行委員会事務局 真野、大垣、遠藤
(横浜市鶴見区役所総務課庶務係内 5階5番窓口)
電話 045-510-1653 FAX 045-510-1889
Eメール tr-gashi@city.yokohama.jp

令和6年鶴見区新年賀詞交換会 次第（予定）

日時：令和6年1月6日（土）

午後1時から（受付：正午から）

場所：ザ・ニューオークラ

（港北区樽町4-7-26）

- 12:00 受付開始
- 12:30 開場・アトラクション（新春邦楽演奏 鶴見邦楽連盟）
- 13:00 開会・アトラクション（生麦囃子 生麦囃子保存會）
- 13:10 開会のことば
- 13:12 横浜市歌斉唱（又は清聴）
- 13:15 年頭のあいさつ
- （1）賀詞交換会実行委員長
- （2）鶴見区長
- （3）来賓紹介・来賓代表あいさつ
- （4）祝電紹介
- 13:40 鏡開き
- 13:42 乾杯

～歓談～

- 14:25 閉会のことば
- 14:30 閉会

※記載の時間は目安です。当日の進行により前後することがございます。

令和6年鶴見区新年賀詞交換会参加申込書
【郵送・FAX用】

電子申請 ▶

横浜市電子申請・届出システム 🔍

> 手続き一覧 (個人向け) > キーワード検索「鶴見区新年賀詞交換会」



申込フォームはこちらから ▲

郵 送 ▶

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

鶴見区新年賀詞交換会実行委員会事務局 (鶴見区総務課庶務係)

F A X ▶

045-510-1889

※会場の収容人数に制限がありますので、誠に恐れ入りますが、各団体1名様までの御参加をお願いいたします。

| | |
|--|----------------------|
| 自治会・町内会名 | |
| 参加者氏名 | ふりがな 氏 名 |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | @ |
| ※消防出初式出席予定の自治連合町内会会長のみ回答 | |
| ▶ 送迎バスの利用について 当日は、消防出初式終了後、会場まで送迎バスを運行いたします。 (帰路も同様に、鶴見駅又は鶴見区役所まで運行いたします。) 送迎バスの利用について、御回答ください。どちらか一つを○で囲んでください。 有 ・ 無 | |

※ご記入いただいた個人情報は本会以外の目的では使用しません

お問い合わせ：鶴見区新年賀詞交換会実行委員会事務局 真野、大垣、遠藤

(横浜市鶴見区役所総務課庶務係内 5階5番窓口)

電話：045-510-1653 FAX: 045-510-1889

Eメール：tr-gashi@city.yokohama.jp

集まれ!

鶴見区自治連合会主催

入場
無料

防災パーク

スタンプラリーで学ぶ! 体験する! 遊ぶ!

11月19日 日 9:00 → 11:45
鶴見花月園公園大原っぱ



体験広場

- ◆水消火器体験
- ◆煙体験
- ◆AED体験 など



ブース展示

- ◆学生ブース
- ◆多文化ブース
- ◆福祉ブース
- ◆ペット防災ブース など

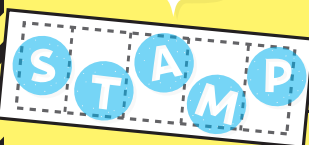


ステージ

- ◆消防音楽隊ドリルチーム「ポートエンジェルス119」
- ◆防災ジャグリング
- ◆小・中学生によるパフォーマンス など

スタンプラリーで
防災について楽しく学ぼう!

スタンプ
集めて
景品ゲット!



アクセス

鶴見花月園公園

鶴見区鶴見1丁目1番1

※公園に駐車場はありません

- ・JR「鶴見駅」から徒歩15分
- ・京急電鉄「花月総持寺駅」から徒歩5分
- ・横浜市営バス38系統、41系統「東福寺前」下車徒歩5分



| | | | | | | | |
|---|---|---|---|----|---|----|---|
| 区 | 連 | 会 | 定 | 例 | 会 | 資 | 料 |
| 令 | 和 | 5 | 年 | 10 | 月 | 19 | 日 |
| 生 | 活 | 衛 | 生 | 課 | | | |
| 土 | 木 | 事 | 務 | 所 | | | |
| 総 | | 務 | | 課 | | | |

セアカゴケグモの生息について（情報提供）

令和5年10月に鶴見花月園公園の防災倉庫内でセアカゴケグモが確認されました。令和5年7月には安善町、令和5年9月には大黒ふ頭でも確認されており、生息区域が拡大していると推測されます。基本的に攻撃性はありませんが毒を持っており、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されています。触ると咬まれることがあるため、見つけた場合は素手では触らないよう注意してください。

なお、防災倉庫内のセアカゴケグモは、発見時その場で駆除しました。また、公園の遊具とベンチを中心に点検しましたが、他の場所でセアカゴケグモは確認されませんでした。



注意喚起のチラシを添付しましたので、参考にしてください。

〈添付書類〉「セアカゴケグモに注意」チラシ

参考：横浜市ホームページ「ゴケグモにご注意」



【担当】 鶴見区役所 生活衛生課担当：白川
TEL 045-510-1845、FAX 045-510-1718
土木事務所担当：金子、藤本
TEL 045-510-1669、FAX 045-505-1318
総務課防災担当：石関、勝倉
TEL 045-510-1656、FAX 045-510-1889



セアカゴケグモに注意！



令和5年10月に鶴見花月園公園防災倉庫内でセアカゴケグモが確認されました。令和5年7月には安善町、令和5年9月には大黒ふ頭でも確認されており、生息区域が拡大していると推測されます。

セアカゴケグモは、基本的に攻撃性はありませんが毒を持っており、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されています。もともと日本には生息していませんでした。海外からの貨物やコンテナ、建築資材、自動車等に付着して運ばれた結果、生息域が拡大したと考えられ、国内の45都道府県で確認されています。

触ると咬まれることがあるため、見つけた場合は素手では触らないよう注意してください。

鶴見区で見つかったセアカゴケグモ（メス）



背面（ほぼ実物大）



卵のう（ほぼ実物大）

セアカゴケグモの特徴

特徴的な
赤い砂時計形の模様



腹面（拡大）

- ・体長
メス 約7～10mm
オス 約4～5mm
- ・全体が光沢のある黒色で、腹部の背面に縦に赤い帯状の模様、腹面に赤い砂時計状の模様があります。
- ・毒を持っているのはメスのみです。

対策は？

おとなしいクモですが、うっかり素手でさわると咬まれてしまうことがあります。

屋外での作業時には、咬まれないように軍手などを着用しましょう。

庭においてあるサンダル、長靴などを履くときには、中にクモがいないか注意しましょう。

駆除をする場合には、靴で踏み潰すか、市販のピレスロイド系殺虫剤を使用しましょう。



こんな場所にいます



日当たりの良い暖かい場所で、地面や人工物の隙間や裏側に巣を作り、かくれています。
屋外での作業時には、咬まれないように軍手などを着用しましょう。

もし咬まれてしまったら？

すみやかに温水や石けん水で傷口を洗い、医療機関にご相談ください。

ほとんどの場合、針で刺されたような痛みがあり、咬まれた箇所に熱を感じたり、赤くなったりすることがありますが、軽症です。しかし、稀に重症化し、手や足を咬まれた場合でも、胸部、腹部や全身に強い痛みを生じたり、けいれんを起こすことがあります。これまで国内での死亡例はありません。

可能であれば、適切な治療のために、殺虫剤等で殺したクモを医療機関に持参するとよいでしょう。

ゴケグモの駆除等に関するご相談は

鶴見区生活衛生課環境衛生係

TEL : 045-510-1845

FAX : 045-510-1718

MAIL : tr-eisei@city.yokohama.jp



税を考える週間

11月11日～11月17日

～これからの社会に向かって～



私の納税が、私たちの生きる未来をつくる。

税を考える週間

税務行政DX

進めています、税のデジタル化
始まっています、インボイス制度



スマホで
確定申告

自動入力で
年末調整・確定申告

キャッシュレスで
納付

オンラインで
納税証明書

経理もデジタル化
電子帳簿保存

チャットボットで
相談



国税庁

<https://www.nta.go.jp>

法人番号
7000012050002

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和5年10月19日

鶴見区自治連合会
地区連合町内会長 各位

鶴見区自治連合会婦人部
部長 名須川 千賀子

鶴見区自治連合会婦人部『新年の集い』の開催について（ご案内）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろから、鶴見区自治連合会婦人部の事業活動に、格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鶴見区自治連合会婦人部では、各自治会・町内会婦人部相互の親睦と交流を図るため、次のとおり「新年の集い」を開催する運びとなりました。

つきましては、何かとご多用のこととは存じますが、ご出席を賜りますよう、ご案内申し上げます。

ご出欠につきまして、**11月24日（金）までに、事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。**

1 日 時 令和6年1月29日（月）午後1時 開場

◆ 第1部 式典 ◆ 午後1時30分～午後1時50分

◆ 第2部 コンサート ◆ 午後2時5分～午後3時5分

<出演>『横浜市消防音楽隊』（予定）

横浜市消防音楽隊は1958年、横浜開港100周年・市制70周年を記念し創設されました。「横浜市民防災センター」に活動拠点を置き、『安全・安心を実感できる都市“ヨコハマ”の実現』のため、コンサートやイベントを定期的で開催するなど、幅広い広報活動をしています。

2 会 場 鶴見公会堂（フーガ1 6・7階）※

※ 午後1時20分までに、鶴見公会堂（フーガ1 6階）までお越しく下さい。

なお、お祝金のご配慮は不要ですので、よろしく願いいたします。

事務局：鶴見区役所地域振興課

担 当：平山

☎510-1687 FAX 510-1892

MAIL tr-chikatsu@city.yokohama.jp

秋の火災予防運動

(令和5年 11月9日 から 11月15日まで)

火を消して 不安を消して つなぐ未来

2023年度全国統一防火標語

撮影場所：馬場花木園

住宅用火災警報器は、定期的にバッテリーチェック等の点検を実施してください。また、設置後10年を経過したものはバッテリー寿命等の劣化を考慮し、交換をおすすめします。

鶴見消防署 総務・予防課



045-503-0119



鶴見火災予防協会・鶴見消防署



防災講演会

命を守るために

12/5 火 14:00~16:00

参加費無料 / 来場者プレゼント有

※来場者プレゼントは、先着100名までとなり、なくなり次第終了となります。

アクセス

マップ

鶴見公会堂

鶴見区豊岡町2番1号

フーガ1 6階

※下階には西友があります



講師

山田 裕之

1985（昭和60）年4月に横浜市消防局入庁、同年10月に鶴見消防署配属となる。主に火災予防部門、救急医療部門を歩み、鶴見消防署長、予防部長等を歴任し本年3月に退職。現在は公益社団法人横浜市防火防災協会専務理事を務めている。防災士。

お申し込み・お問い合わせ

045-503-0119

Mail sy-tsurumi-yobo@city.yokohama.jp

※ご来場には、事前のお申し込みが必要です。お申し込みに関しましては、電話/メール/二次元コードから申し込みください。



鶴地振第868号

令和5年10月19日

各地区連合会長 様

鶴見区交通安全対策協議会会長
鶴見区長 渋谷治雄

令和5年度鶴見区交通安全功労者（個人・団体） の推薦について（依頼）

時下 皆様におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、鶴見区内の交通事故防止に対し多大なる御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、鶴見区交通安全対策協議会といたしまして、日頃から交通事故防止に力を尽くされている方に対し、「交通安全功労者（個人・団体）」として表彰状を進呈し、日頃の御苦勞に報いたいと考えております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、裏面功労者表彰候補者推薦要項に沿って鶴見区内における功労者（個人・団体）候補者を令和5年12月8日（金）までに御推薦くださいますよう御依頼申し上げます。

提出・問合せ先

鶴見区地域振興課地域振興係

井上・高田

TEL 5 1 0 - 1 6 8 7

| | |
|------|--|
| 整理番号 | |
|------|--|

交通安全功労者・功労団体 推薦書

推薦者役職 _____

推薦者氏名 _____

| | | | | | | | |
|--|-------------------------|-------|---|--|--------------|-------------------|--|
| 受賞候補者 御い個人 記ず人 入れ・ 下か団 さを体 い | 個人 | 住所 | 〒 | | | Tel () | |
| | | ふりがな | | | | 生 年 月 日 | |
| | | 氏名 | | | | 明治・大正・昭和 年 月 日 | |
| | 団体 | ふりがな | | | | | |
| 団体名 | | | | | | | |
| 代表者氏名 | | | | | 連絡担当者 | | |
| 所在地 | | 〒 | | | Tel () | | |
| 功績の概要 | ※ 功績内容は具体的に箇条書きにしてください。 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 表彰歴 | 表彰区分 | 表彰年月日 | | | 表彰内容 | | |
| | | | | | | | |

※氏名（団体名）及びふりがなは正確に御記入下さい。

(記入例)

| | |
|------|--|
| 整理番号 | |
|------|--|

交通安全功労者・功労団体 推薦書

推薦者役職 ● ● ● ●

推薦者氏名 ● ● ● ●

| | | | | | |
|--|--|-------|----------------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 受賞候補者 御い個人 記ず人 入れ・ 下か団 さを体 い | 個人 | 住所 | 〒 2 3 0 - ● ● ● ● 鶴見区 ● ● ● ● | | TEL (● ● ●) ● ● ● ● |
| | | ふりがな | ● ● ● ● ● ● ● ● | 生 年 月 日 | |
| | | 氏名 | ● ● ● ● | 明治・大正・昭和 ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日 | |
| | 団体 | ふりがな | | | |
| 団体 | | | | | |
| 代表者氏名 | | | 連絡担当者 | | |
| 所在地 | | 〒 | | TEL () | |
| 功績の概要 | ※ 功績内容は具体的に箇条書きにしてください。 | | | | |
| | <p>昭和56年4月1日、●●町内会の理事に就任してから、監事及び交通部員として、地域の安全と振興に大いに貢献され、現在も引き続いて以下のような活動を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ●●道路交差点付近において、歩行者や通行車両等の安全確認を定期的に行い、指導されています。 地域の通学路を利用する小学生や高齢者等の安全に配慮され、●●小学校のスクールゾーン対策協議会に積極的に参加されている。 交通安全週間やキャンペーン等に積極的に参加し、交通安全の普及に努めている。 | | | | |
| 表彰歴 | 表彰区分 | 表彰年月日 | 表彰内容 | | |
| | | | | | |

※氏名（団体名）及びふりがなは正確に御記入下さい。

鶴見区交通安全功労者（個人・団体）表彰要綱

1 目 的

この表彰は、鶴見区内における交通の安全と事故防止及び交通安全思想の普及啓発に貢献した個人並びに団体で、その功績の顕著なものを表彰しこれらの活動の強化を図ることを目的とする。

2 表彰主体

鶴見区交通安全対策協議会（以下協議会という）

3 対 象

下記の項目のいずれかを積極的に行い、交通の安全と事故防止及び交通安全思想の普及啓発に貢献し、自らも交通安全に努めた個人並びに団体。

- (1) 広報活動
- (2) 安全教育活動
- (3) 街頭指導活動
- (4) 交通安全に関する優れた発明、調査研究
- (5) 私財を投じて交通安全に寄与する行為
- (6) その他協議会長（鶴見区長）が特に認めたもの

4 推 薦

- (1) 鶴見警察署長、地区連合会会長、鶴見交通安全協会会長、鶴見安全運転管理者会会長が協議会長（鶴見区長）あてに推薦する。
- (2) 連合町内会に属さない自治会・町内会からの推薦については、別に定める。
- (3) 過去5年間にこの表彰を受けたものは除く。

5 決 定

協議会長（鶴見区長）は、鶴見警察署長と協議の上、これを決定する。

6 表 彰

表彰は、協議会表彰とし鶴見区長および鶴見警察署長の名により行う。この場合、記念品を併せて寄与することができる。

7 表彰時期

表彰は、原則として年1回行う。

8 その他

- (1) 本表彰にかかる事務は、鶴見区役所総務部地域振興課が行う。
- (2) 被表彰者については、別表により行いこの別表は協議会長（鶴見区長）が定める。
- (3) この要綱に定めるほか必要な事項は、別途協議会長（鶴見区長）が定める。

この要綱は、昭和41年11月1日から施行する。

| | |
|------------|------------|
| 昭和53年4月 1日 | 一部改正（6条） |
| 昭和57年9月 1日 | 一部改正（4条） |
| 昭和63年3月25日 | 一部改正（5・7条） |
| 平成 8年3月18日 | 一部改正（4条） |
| 平成15年3月31日 | 一部改正（5条） |
| 平成15年6月20日 | 一部改正（4条） |
| 平成16年3月 5日 | 一部改正（7・8条） |



鶴見消防署 インフォメーション



令和5年区内火災状況



令和5年中に鶴見区内で発生した火災原因は、たばこ（11件）が最も多く、次にこんろ（5件）となっています。また、配線器具や電気機器等の電気火災は、昨年同時期より増加しています。
 なお、例年火災原因として多い、放火（4件）は昨年同時期（8件）より減少しています。

◆ 鶴見区内の災害・救急概況

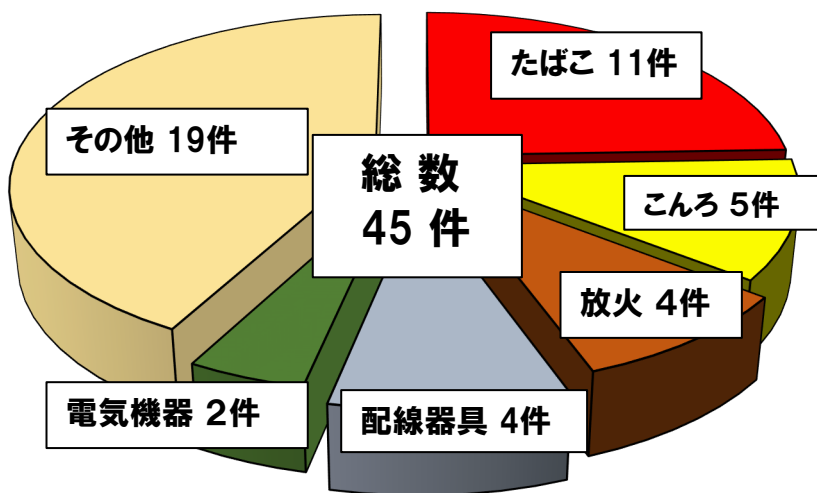
| 年別 | | R5年 | R4年 | 増△減 |
|--------|----------|--------|--------|-----|
| 区分 | | | | |
| | 火災件数 | 45 | 39 | 6 |
| 火災種別 | 建物 | 24 | 21 | 3 |
| | 林野 | 0 | 0 | 0 |
| | 車両 | 6 | 5 | 1 |
| | 船舶 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 15 | 13 | 2 |
| 損害程度 | 焼損面積 (㎡) | 684 | 93 | 591 |
| | 死者 | 0 | 1 | △1 |
| | 負傷者 | 12 | 5 | 7 |
| 主な火災原因 | たばこ | 11 | 9 | 2 |
| | こんろ | 5 | 5 | 0 |
| | 配線器具 | 4 | 1 | 3 |
| | 放火(疑い含む) | 4 | 8 | △4 |
| | 電気機器 | 2 | 0 | 2 |
| | その他 | 19 | 16 | 3 |
| | 救急件数 | 14,334 | 13,638 | 696 |
| 救急種別 | 急病 | 10,388 | 9,856 | 532 |
| | 交通事故 | 586 | 581 | 5 |
| | 一般負傷 | 2,251 | 2,155 | 96 |
| | その他 | 1,109 | 1,046 | 63 |

◆ 横浜市内の災害・救急概況

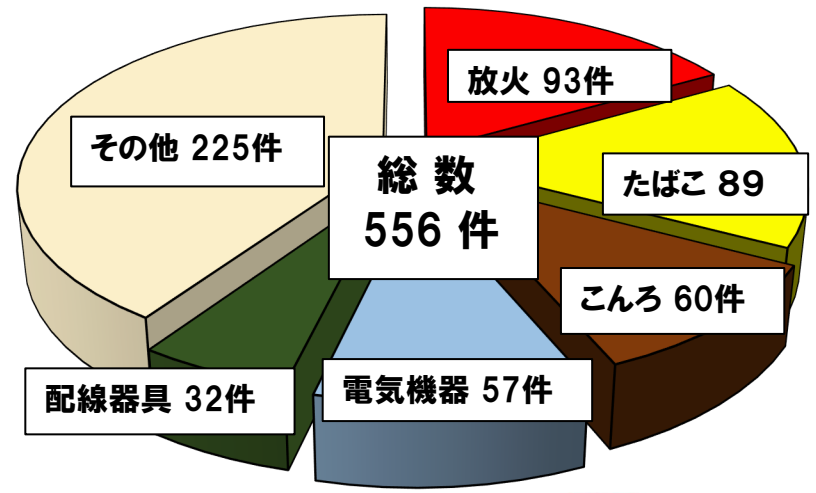
| 年別 | | R5年 | R4年 | 増△減 |
|--------|----------|---------|---------|-------|
| 区分 | | | | |
| | 火災件数 | 556 | 466 | 90 |
| 火災種別 | 建物 | 325 | 310 | 15 |
| | 林野 | 0 | 0 | 0 |
| | 車両 | 68 | 48 | 20 |
| | 船舶 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 163 | 108 | 55 |
| 損害程度 | 焼損面積 (㎡) | 6,052 | 3,720 | 2,332 |
| | 死者 | 12 | 9 | 3 |
| | 負傷者 | 91 | 73 | 18 |
| 主な火災原因 | 放火(疑い含む) | 93 | 62 | 31 |
| | たばこ | 89 | 74 | 15 |
| | こんろ | 60 | 53 | 7 |
| | 電気機器 | 57 | 56 | 1 |
| | 配線器具 | 32 | 24 | 8 |
| | その他 | 225 | 197 | 28 |
| | 救急件数 | 189,562 | 182,021 | 7,541 |
| 救急種別 | 急病 | 136,043 | 130,754 | 5,289 |
| | 交通事故 | 6,571 | 6,489 | 82 |
| | 一般負傷 | 32,840 | 31,233 | 1,607 |
| | その他 | 14,108 | 13,545 | 563 |

(令和5年1月1日～9月30日 昨年同期比較)

区内

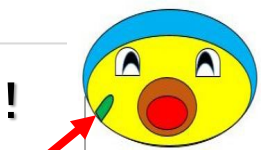


市内



住宅用火災警報器は定期的に点検をしましょう！

- 住宅用火災警報器の寿命は、バッテリー・本体共に約10年です。
- 定期的にバッテリーチェック、埃や油脂等によるの汚れの有無の確認をしましょう。



バッテリーチェックは、ボタンを押すか、紐を引く

お問合せは、鶴見消防署 総務・予防課予防係まで ☎ 045(503)0119

鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和5年9月
鶴見警察署 生活安全課

9月末暫定値

1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

| 年別 | 凶悪犯 | | | | 粗暴犯 | | | | 窃盗犯 | | | 知能犯 | | 風俗犯 | | その他 | 合計 |
|---------|-----|----|----|-------|-----|----|----|----|-----|------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|
| | 殺人 | 強盗 | 放火 | 不同意性交 | 暴行 | 傷害 | 脅迫 | 恐喝 | 侵入盗 | 乗り物盗 | 非侵入盗 | 詐欺 | その他 | わいせつ | その他 | | |
| 令和5年9月末 | 4 | 4 | 1 | 3 | 26 | 37 | 5 | 1 | 39 | 336 | 289 | 62 | 1 | 12 | 0 | 101 | 921 |
| 令和4年9月末 | 3 | 1 | 0 | 5 | 20 | 32 | 4 | 2 | 22 | 203 | 254 | 55 | 2 | 17 | 0 | 104 | 724 |
| 前年比 | +1 | +3 | +1 | -2 | +6 | +5 | +1 | -1 | +17 | +133 | +35 | +7 | -1 | -5 | 0 | -3 | +197 |



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

| 年別 | 侵入盗 | | | | | | 乗り物盗 | | | | 非侵入盗 | | | | | | 合計 | 特殊詐欺 (旧振り込め詐欺) | |
|---------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|--------|------|------|-------|-------|----------|-----|-------|-----|-----|-------------------|----|
| | 空き巣 | 忍込み | 出店荒し | 事務所荒し | その他 | 小計 | 自動車盗 | オートバイ盗 | 自転車盗 | 小計 | 車上ねらい | ひったくり | 自動販売機ねらい | 万引き | 部品ねらい | その他 | | | 小計 |
| 令和5年9月末 | 15 | 2 | 7 | 1 | 14 | 39 | 5 | 52 | 279 | 336 | 13 | 5 | 1 | 128 | 26 | 116 | 289 | 664 | 45 |
| 令和4年9月末 | 6 | 1 | 2 | 3 | 10 | 22 | 8 | 17 | 178 | 203 | 28 | 0 | 0 | 82 | 15 | 129 | 254 | 479 | 53 |
| 前年比 | +9 | +1 | +5 | -2 | +4 | +17 | -3 | +35 | +101 | +133 | -15 | +5 | +1 | +46 | +11 | -13 | +35 | +185 | -8 |

特殊詐欺被害総額 113,492,830円

キャッシュカード詐欺盗被害…1人 2,459,000円

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害…16人 27,850,000円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害…13人 46,651,000円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害…12人 11,963,830円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺…3人 24,569,000円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

| | 合 計 | 侵入盗 | | | | | 非侵入盗 | | | | | | | 乗り物盗 | | | | |
|--------|--------|-----|-----|------|-----|----|-------|--------|-------|-----|-----|-------|-----|------|------|--------|------|-----|
| | | 空き巣 | 忍込み | 出店荒し | その他 | 合計 | 部品ねらい | 工事場ねらい | 車上ねらい | 置引き | 万引き | ひったくり | その他 | 合計 | 自動車盗 | オートバイ盗 | 自転車盗 | 合計 |
| 合計 | 664 | 15 | 2 | 7 | 15 | 39 | 26 | 2 | 13 | 6 | 128 | 5 | 109 | 289 | 5 | 52 | 279 | 336 |
| 朝日町 | 8 | | | | | | 1 | | | 3 | | 1 | 5 | | | | 3 | 3 |
| 安善町 | 2 | | | | | | | | | | | 2 | 2 | | | | | |
| 市場上町 | 5 | 2 | | | | 2 | 1 | | | | | | 1 | | | | 2 | 2 |
| 市場下町 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | 5 |
| 市場西中町 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 市場東中町 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | 7 |
| 市場富士見町 | 4 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | 3 | 3 |
| 市場大和町 | 7 | | | | | | | | 1 | | | | 1 | | 3 | | 3 | 6 |
| 潮田町 | 13 | | | | | | | 1 | | | | 2 | 3 | 2 | 1 | | 7 | 10 |
| 江ヶ崎町 | 13 | | | | | | | | | | | 3 | 3 | | | | 10 | 10 |
| 小野町 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 梶山 | 6 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | 2 | 3 | 5 | 5 |
| 上末吉 | 13 | 1 | | | 1 | 2 | | | 1 | 1 | 1 | 3 | 6 | | 2 | 3 | 5 | 5 |
| 上の宮 | 3 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | 2 | 2 |
| 寛政町 | 6 | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | 3 | 2 | 5 | 5 |
| 岸谷 | 15 | 1 | | | 1 | 2 | 2 | | | | | 3 | 5 | | | | 8 | 8 |
| 北寺尾 | 15 | 2 | | | | 2 | 2 | 2 | | 3 | | 3 | 10 | | | | 3 | 3 |
| 駒岡 | 49 | | | | 3 | 3 | 2 | 2 | | 22 | | 5 | 31 | | 2 | 13 | 15 | 15 |
| 栄町通 | 10 | | | | | | | | | | | | | | 2 | 8 | 10 | 10 |
| 汐入町 | 7 | 1 | | | | 1 | 1 | | | | | | 1 | | 2 | 3 | 5 | 5 |
| 獅子ヶ谷 | 14 | 1 | | 1 | | 2 | | | | 6 | | 1 | 7 | | 2 | 3 | 5 | 5 |
| 下野谷町 | 13 | | | | 1 | 1 | | | | 4 | | 2 | 6 | | 3 | 3 | 6 | 6 |
| 尻手 | 18 | | | | | | | | 1 | 5 | | 2 | 8 | | | | 10 | 10 |
| 下末吉 | 24 | | | | 1 | 1 | | | | 2 | | 4 | 6 | | 2 | 15 | 17 | 17 |
| 末広町 | 3 | | | | 1 | 1 | | | | | | 2 | 2 | | | | | |
| 菅沢町 | 3 | | | | | | | 1 | | | | | 1 | | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 諏訪坂 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大黒町 | 3 | | | | 1 | 1 | | | | | | 2 | 2 | | | | | |
| 大黒ふ頭 | 13 | | | | | | 2 | | 4 | | | 3 | 9 | 3 | | | 1 | 4 |
| 大東町 | 2 | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | | 1 | 1 |
| 佃野町 | 9 | | | | | | 1 | | | 3 | | | 4 | | | | 5 | 5 |
| 鶴見 | 8 | | 1 | | | 1 | 1 | | | | | | 1 | | 3 | 3 | 6 | 6 |
| 鶴見中央 | 136 | 3 | | 4 | 1 | 8 | 8 | | | 1 | 30 | 2 | 21 | 62 | 14 | 52 | 66 | 66 |
| 寺谷 | 3 | | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | | 2 | 2 |
| 豊岡町 | 53 | | | 1 | | 1 | | | | 1 | 20 | | 14 | 35 | | | 17 | 17 |
| 仲通 | 12 | | | | 1 | 1 | | | | | 2 | | 2 | 4 | 1 | | 6 | 7 |
| 生麦 | 22 | | | | | | 1 | | | 5 | | 6 | 12 | | 1 | | 9 | 10 |
| 浜町 | 4 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 3 | 4 |
| 馬場 | 11 | 1 | | | | 1 | 1 | | 1 | 2 | | 2 | 6 | | 1 | 3 | 4 | 4 |
| 東寺尾 | 9 | | | | | | | | 1 | 2 | | 2 | 5 | | 2 | 2 | 4 | 4 |
| 東寺尾北台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東寺尾中台 | 3 | | | | 1 | 1 | | | | | | 1 | 1 | | | | 1 | 1 |
| 東寺尾東台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平安町 | 13 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 1 | | 9 | 10 |
| 弁天町 | 5 | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | 4 | 4 |
| 本町通 | 18 | 1 | | | 1 | 2 | 1 | | 2 | 2 | | 3 | 8 | | 1 | | 7 | 8 |
| 三ツ池公園 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 向井町 | 16 | | | | | | | | | 2 | | 2 | 4 | | 2 | 10 | 12 | 12 |
| 元宮 | 26 | | | | | | 1 | | 1 | 13 | | 6 | 21 | | | | 5 | 5 |
| 矢向 | 33 | 2 | | 1 | 1 | 4 | 1 | | 1 | | | 1 | 6 | | | 20 | 20 | 20 |

交通事故発生状況

令和5年10月
鶴見警察署 交通課

9月末概数

管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

| | 発生件数 | 死亡者数 | 重傷者数 | 軽傷者数 | 負傷者数 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 5年 | 463 | 1 | 19 | 515 | 534 |
| 4年 | 499 | 2 | 14 | 544 | 558 |
| 増減数 | -36 | -1 | 5 | -29 | -24 |

県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

| | 発生件数 | 死亡者数 | 負傷者数 |
|-----|--------|------|--------|
| 5年 | 15,850 | 77 | 18,684 |
| 4年 | 15,275 | 76 | 17,660 |
| 増減数 | 575 | 1 | 1,024 |

管内発生状況 (8月中累計 前年同期比)

| | 発生件数 | 死亡者数 | 重傷者数 | 軽傷者数 | 負傷者数 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 5年 | 51 | 0 | 1 | 60 | 61 |
| 4年 | 59 | 0 | 1 | 72 | 73 |
| 増減数 | -8 | 0 | 0 | -12 | -12 |

交通死亡事故連続発生！
10月に入ってから、神奈川県内では交通死亡事故が連続発生しています。
これらの事故は歩行者や、自転車側にも危険な違反行為が認められます。

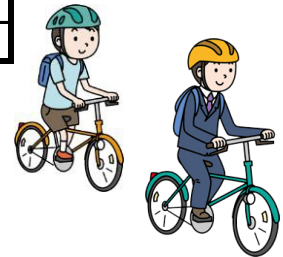
以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

路線別

| | 一般国道 | | | 県道・地方道 | | | | 市道 | その他 |
|----|------|-------|--------|--------|------|------|-----|-----|-----|
| | 国道1号 | 国道15号 | 国道357号 | 川崎町田 | 産業道路 | 環状2号 | その他 | | |
| 5年 | 42 | 37 | 0 | 25 | 20 | 13 | 29 | 280 | 17 |
| 4年 | 44 | 43 | 2 | 33 | 25 | 16 | 38 | 269 | 29 |

曜日別

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 5年 | 44 | 64 | 79 | 73 | 74 | 66 | 63 |
| 4年 | 52 | 65 | 84 | 67 | 81 | 81 | 69 |



自転車事故多発中！
ヘルメットを着用しましょう。

時間別

| | 0時～ | 2時～ | 4時～ | 6時～ | 8時～ | 10時～ | 12時～ | 14時～ | 16時～ | 18時～ | 20時～ | 22時～ |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 5年 | 14 | 6 | 9 | 44 | 74 | 46 | 59 | 57 | 62 | 52 | 28 | 12 |
| 4年 | 11 | 8 | 18 | 50 | 74 | 54 | 57 | 55 | 70 | 63 | 24 | 15 |

町名別 (区内多発順)

| | 鶴見中央 | 駒岡 | 生麦 | 下末吉 | 北寺尾 | 矢向 | 東寺尾 |
|----|------|----|----|-----|-----|----|-----|
| 5年 | 58 | 39 | 36 | 30 | 25 | 33 | 33 |
| 4年 | 57 | 50 | 33 | 4 | 9 | 19 | 17 |

※ 当月累計の多発順を元に掲載しています。
常に発生が多い地区ではありません。

事故類型別

| | 車両同士 | | | | | | 人对車両 | | 列車 |
|----|------|------|----|------|------|-----|------|-----|----|
| | 車両単独 | 正面衝突 | 追突 | 出会い頭 | 右左折時 | その他 | 横断中 | その他 | |
| 5年 | 35 | 9 | 73 | 115 | 70 | 69 | 55 | 36 | 1 |
| 4年 | 52 | 5 | 79 | 86 | 87 | 99 | 35 | 56 | 0 |

関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

| | 子供 | 高齢者 | 二輪 | 自転車 |
|----|----|-----|-----|-----|
| 5年 | 40 | 144 | 135 | 164 |
| 4年 | 33 | 162 | 144 | 172 |

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを着用することは大変重要です。



鶴見警察署
マスコット
キャラクター
かける&まい